

番号	訂正箇所		原文	訂正文			
	ページ	行		採択年	名称	発効年	日本批准
1 17 図版6 および キャプ ション			<p>1948 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約(ジエノサイド条約)</p> <p>1949 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約(人身売買禁止条約)</p> <p>1951 難民の地位に関する条約</p> <p>1953 婦人の参政権に関する条約(婦人参政権条約)</p> <p>1965 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)</p> <p>1966 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)</p> <p>1966 市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)</p> <p>1966 市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)の選択議定書</p> <p>1967 難民の地位に関する議定書(難民議定書)</p> <p>1973 アパルトヘイト犯罪の抑圧及び処罰に関する国際条約(アパルトヘイト犯罪条約)</p> <p>1979 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)</p> <p>1984 捷闘及び他の残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(捷闘等禁止条約)</p> <p>1989 子ども(児童)の権利に関する条約(子どもの権利条約)</p> <p>1989 市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)の第二選択議定書(死刑廃止条約)</p> <p>2006 障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)</p> <p>2008 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)の選択議定書</p>	1951	—	153	
				1951	1958	82	
				1954	1981	146	
				1954	1955	123	
				1969	1995	182	
				1976	1979	172	
				1976	1979	174	
				1976	—	116	
				1967	1982	147	
				1976	—	110	
				1981	1985	189	
				1987	1999	174	
				1990	1994	196	
				1991	—	90	
				2008	2014	191	
				2013	—	29	
				⑥国連における主要な人権条約(2024年9月現在) ② 日本が未批准の条約について、未批准の理由を調べてみよう。			
				<p>1948 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約(ジエノサイド条約)</p> <p>1949 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約(人身売買禁止条約)</p> <p>1951 難民の地位に関する条約</p> <p>1953 婦人の参政権に関する条約(婦人参政権条約)</p> <p>1965 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)</p> <p>1966 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)</p> <p>1966 市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)</p> <p>1966 市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)の選択議定書</p> <p>1967 難民の地位に関する議定書(難民議定書)</p> <p>1973 アパルトヘイト犯罪の抑圧及び処罰に関する国際条約(アパルトヘイト犯罪条約)</p> <p>1979 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)</p> <p>1984 捷闘及び他の残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(捷闘等禁止条約)</p> <p>1989 子ども(児童)の権利に関する条約(子どもの権利条約)</p> <p>1989 市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)の第二選択議定書(死刑廃止条約)</p> <p>2006 障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)</p> <p>2008 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)の選択議定書</p>	1951	—	153
					1951	1958	82
					1954	1981	146
					1954	1955	123
					1969	1995	182
					1976	1979	173
					1976	1979	174
					1976	—	116
					1967	1982	147
					1976	—	110
					1981	1985	189
					1987	1999	175
					1990	1994	196
					1991	—	92
					2008	2014	193
					2013	—	31
				⑥国連における主要な人権条約(2025年9月現在) ② 日本が未批准の条約について、未批准の理由を調べてみよう。			

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
2	48	図版2	<p>The diagram shows the following relationships:</p> <ul style="list-style-type: none"> 国会 (立法) (Diet) has a red arrow pointing to it from the 内閣 (行政) (Cabinet). 国会 (立法) has a green arrow pointing to it from the 裁判所 (司法) (Courts). 国民 (People) has a blue arrow pointing up to the 選挙 (Election) box. 裁判所 (司法) has a purple arrow pointing down to the 法律の違憲審査 (81) (Constitutionality review) box. 内閣 (行政) has a red arrow pointing down to the 内閣 (行政) box. 内閣 (行政) has a green arrow pointing right to the 裁判所 (司法) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 最高裁判官の国民審査 (79) (National review by Supreme Court judges) box. 裁判所 (司法) has a blue arrow pointing up to the 最高裁判官の国民審査 (79) box. 裁判所 (司法) has a green arrow pointing down to the 命令・規制・処分の違憲審査 (81) (Constitutionality review of orders, regulations, and punishments) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing down to the 命令・規制・処分の違憲審査 (81) box. 内閣 (行政) has a green arrow pointing right to the 行政訴訟の終審裁判 (76-②) (Final appeal in administrative litigation) box. 裁判所 (司法) has a green arrow pointing right to the 行政訴訟の終審裁判 (76-②) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 最高裁長官の指名 (6-②) (Appointment of Supreme Court president) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the その他の裁判官の任命 (79-①・80-①) (Appointment of other judges) box. 裁判所 (司法) has a blue arrow pointing up to the 最高裁長官の指名 (6-②) box. 裁判所 (司法) has a blue arrow pointing up to the その他の裁判官の任命 (79-①・80-①) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing down to the 命令・規制・処分の違憲審査 (81) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing down to the 行政訴訟の終審裁判 (76-②) box. 裁判所 (司法) has a blue arrow pointing down to the 命令・規制・処分の違憲審査 (81) box. 裁判所 (司法) has a blue arrow pointing down to the 行政訴訟の終審裁判 (76-②) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 内閣総理大臣の指名 (6-①・67-①) (Appointment of Prime Minister) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 衆議院解散の決定 (7-69) (Decision to disband the House of Representatives) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 内閣総理大臣の不信任決議 (6-①・67-①) (No-confidence motion against the Prime Minister) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 最高裁判官の指名 (6-②) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the その他の裁判官の任命 (79-①・80-①) box. 裁判所 (司法) has a blue arrow pointing up to the 内閣総理大臣の指名 (6-②) box. 裁判所 (司法) has a blue arrow pointing up to the その他の裁判官の任命 (79-①・80-①) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 最高裁判官の指名 (6-②) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the その他の裁判官の任命 (79-①・80-①) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 内閣総理大臣の指名 (6-①・67-①) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 衆議院解散の決定 (7-69) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 内閣総理大臣の不信任決議 (6-①・67-①) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 最高裁判官の指名 (6-②) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the その他の裁判官の任命 (79-①・80-①) box. 裁判所 (司法) has a blue arrow pointing up to the 内閣総理大臣の指名 (6-②) box. 裁判所 (司法) has a blue arrow pointing up to the その他の裁判官の任命 (79-①・80-①) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 内閣総理大臣の指名 (6-②) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the その他の裁判官の任命 (79-①・80-①) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 内閣総理大臣の指名 (6-①・67-①) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 衆議院解散の決定 (7-69) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 内閣総理大臣の不信任決議 (6-①・67-①) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 最高裁判官の指名 (6-②) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the その他の裁判官の任命 (79-①・80-①) box. 裁判所 (司法) has a blue arrow pointing up to the 内閣総理大臣の指名 (6-②) box. 裁判所 (司法) has a blue arrow pointing up to the その他の裁判官の任命 (79-①・80-①) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 内閣総理大臣の指名 (6-②) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the その他の裁判官の任命 (79-①・80-①) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 内閣総理大臣の指名 (6-①・67-①) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 衆議院解散の決定 (7-69) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 内閣総理大臣の不信任決議 (6-①・67-①) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 最高裁判官の指名 (6-②) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the その他の裁判官の任命 (79-①・80-①) box. 裁判所 (司法) has a blue arrow pointing up to the 内閣総理大臣の指名 (6-②) box. 裁判所 (司法) has a blue arrow pointing up to the その他の裁判官の任命 (79-①・80-①) box. <p>* () 内の数字は憲法の条項</p>	<p>The diagram shows the following relationships after revision:</p> <ul style="list-style-type: none"> 国会 (立法) (Diet) has a red arrow pointing to it from the 内閣 (行政) (Cabinet). 国会 (立法) has a green arrow pointing to it from the 裁判所 (司法) (Courts). 国民 (People) has a blue arrow pointing up to the 選挙 (Election) box. 裁判所 (司法) has a purple arrow pointing down to the 法律の違憲審査 (81) (Constitutionality review) box. 内閣 (行政) has a red arrow pointing down to the 内閣 (行政) box. 内閣 (行政) has a green arrow pointing right to the 裁判所 (司法) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 最高裁判官の国民審査 (79) (National review by Supreme Court judges) box. 裁判所 (司法) has a blue arrow pointing up to the 最高裁判官の国民審査 (79) box. 内閣 (行政) has a green arrow pointing down to the 命令・規制・処分の違憲審査 (81) (Constitutionality review of orders, regulations, and punishments) box. 内閣 (行政) has a green arrow pointing right to the 行政訴訟の終審裁判 (76-②) (Final appeal in administrative litigation) box. 裁判所 (司法) has a green arrow pointing down to the 命令・規制・処分の違憲審査 (81) box. 裁判所 (司法) has a green arrow pointing right to the 行政訴訟の終審裁判 (76-②) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 内閣総理大臣の指名 (6-②) (Appointment of Prime Minister) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the その他の裁判官の任命 (79-①・80-①) (Appointment of other judges) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 内閣総理大臣の不信任決議 (6-①・67-①) (No-confidence motion against the Prime Minister) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 最高裁判官の指名 (6-②) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the その他の裁判官の任命 (79-①・80-①) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 内閣総理大臣の指名 (6-①・67-①) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 衆議院解散の決定 (7-69) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 内閣総理大臣の不信任決議 (6-①・67-①) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the 最高裁判官の指名 (6-②) box. 内閣 (行政) has a blue arrow pointing up to the その他の裁判官の任命 (79-①・80-①) box. 裁判所 (司法) has a blue arrow pointing up to the 内閣総理大臣の指名 (6-②) box. 裁判所 (司法) has a blue arrow pointing up to the その他の裁判官の任命 (79-①・80-①) box. <p>* () 内の数字は憲法の条項</p>
3	50	側注3	<p>③国政調査権 衆参両院は、自ら国政に関して調査を行う権限をもつていて。この権限の行使にあたっての強制手段を定めているのが議院証言法であり、証人喚問で偽証した場合には3か月以上10年以下の懲役など厳しい罰則がある。</p>	<p>③国政調査権 衆参両院は、自ら国政に関して調査を行う権限をもつていて。この権限の行使にあたっての強制手段を定めているのが議院証言法であり、証人喚問で偽証した場合には3か月以上10年以下の拘禁刑など厳しい罰則がある。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文																										
	ページ	行																												
4 68	58	図版6 および キャプ ション	<table border="1"> <tr><td>死刑</td><td>法務大臣の命令により拘置所で執行</td></tr> <tr><td>懲役</td><td>刑務所などに拘置、所定の作業義務あり</td></tr> <tr><td>禁錮</td><td>刑務所などに拘置、所定の作業義務なし</td></tr> <tr><td>罰金</td><td>1万円以上。 納められないときは2年以下で労役場に留置</td></tr> <tr><td>拘留</td><td>1日以上30日未満、刑務所などに拘置</td></tr> <tr><td>科料</td><td>1000円以上1万円未満。 納められないときは30日以下で労役場に留置</td></tr> <tr><td>没収</td><td>犯罪の凶器や報酬などを没収</td></tr> </table> <p>6 刑罰の種類 このうち懲役と禁錮は2025年6月に一本化されて「拘禁」になる。国や地方公共団体が科す過料は刑罰ではない。</p>	死刑	法務大臣の命令により拘置所で執行	懲役	刑務所などに拘置、所定の作業義務あり	禁錮	刑務所などに拘置、所定の作業義務なし	罰金	1万円以上。 納められないときは2年以下で労役場に留置	拘留	1日以上30日未満、刑務所などに拘置	科料	1000円以上1万円未満。 納められないときは30日以下で労役場に留置	没収	犯罪の凶器や報酬などを没収	<table border="1"> <tr><td>死刑</td><td>法務大臣の命令により拘置所で執行</td></tr> <tr><td>拘禁刑</td><td>刑務所などに拘置</td></tr> <tr><td>罰金</td><td>1万円以上。 納められないときは2年以下で労役場に留置</td></tr> <tr><td>拘留</td><td>1日以上30日未満、刑務所などに拘置</td></tr> <tr><td>科料</td><td>1000円以上1万円未満。 納められないときは30日以下で労役場に留置</td></tr> <tr><td>没収</td><td>犯罪の凶器や報酬などを没収</td></tr> </table> <p>6 刑罰の種類 拘禁刑は2025年に、従来の懲役(所定の作業義務あり)と禁錮(所定の作業業務なし)を一本化して導入された。国や地方公共団体が科す過料は刑罰ではない。</p>	死刑	法務大臣の命令により拘置所で執行	拘禁刑	刑務所などに拘置	罰金	1万円以上。 納められないときは2年以下で労役場に留置	拘留	1日以上30日未満、刑務所などに拘置	科料	1000円以上1万円未満。 納められないときは30日以下で労役場に留置	没収	犯罪の凶器や報酬などを没収
死刑	法務大臣の命令により拘置所で執行																													
懲役	刑務所などに拘置、所定の作業義務あり																													
禁錮	刑務所などに拘置、所定の作業義務なし																													
罰金	1万円以上。 納められないときは2年以下で労役場に留置																													
拘留	1日以上30日未満、刑務所などに拘置																													
科料	1000円以上1万円未満。 納められないときは30日以下で労役場に留置																													
没収	犯罪の凶器や報酬などを没収																													
死刑	法務大臣の命令により拘置所で執行																													
拘禁刑	刑務所などに拘置																													
罰金	1万円以上。 納められないときは2年以下で労役場に留置																													
拘留	1日以上30日未満、刑務所などに拘置																													
科料	1000円以上1万円未満。 納められないときは30日以下で労役場に留置																													
没収	犯罪の凶器や報酬などを没収																													
5	58	図版8																												
6	61	「レクチ ヤー」内・ 17	<p>裁判員候補者に選ばれた場合、70歳以上や学生、病気などの理由がなければ辞退できない。また、守秘義務があり、違反すると6か月以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられる。裁判の長期化や精神的な負担などから裁判員の辞退率が上昇傾向にあるなど、裁判員制度には多くの課題が残されている。</p>	<p>裁判員候補者に選ばれた場合、70歳以上や学生、病気などの理由がなければ辞退できない。また、守秘義務があり、違反すると6か月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が科せられる。裁判の長期化や精神的な負担などから裁判員の辞退率が上昇傾向にあるなど、裁判員制度には多くの課題が残されている。</p>																										

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																																																								
	ページ	行																																																																																										
7	64	図版 8	<table border="1"> <caption>2024年度 岁入と歳出の構成</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>額 (億円)</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳入</td> <td>936,388</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>歳出</td> <td>936,388</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>46.7%</td> <td>44,300</td> </tr> <tr> <td>地方交付税</td> <td>19.9%</td> <td>18,700</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>16.9%</td> <td>16,200</td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>45.6%</td> <td>42,900</td> </tr> <tr> <td>自主財源</td> <td>46.7%</td> <td>44,300</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>46.7%</td> <td>44,300</td> </tr> <tr> <td>地方特例交付金</td> <td>1.2%</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7.3%</td> <td>6,700</td> </tr> <tr> <td>給与関係経費</td> <td>21.6%</td> <td>20,800</td> </tr> <tr> <td>投資的経費</td> <td>12.8%</td> <td>12,100</td> </tr> <tr> <td>公債費</td> <td>11.6%</td> <td>10,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>[2024年度]</p>	項目	額 (億円)	割合 (%)	歳入	936,388	100	歳出	936,388	100	一般財源	46.7%	44,300	地方交付税	19.9%	18,700	国庫支出金	16.9%	16,200	地方税	45.6%	42,900	自主財源	46.7%	44,300	一般財源	46.7%	44,300	地方特例交付金	1.2%	1,100	その他	7.3%	6,700	給与関係経費	21.6%	20,800	投資的経費	12.8%	12,100	公債費	11.6%	10,800	<table border="1"> <caption>2025年度 岁入と歳出の構成</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>額 (億円)</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳入</td> <td>970,644</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>歳出</td> <td>970,644</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>一般行政経費</td> <td>47.0%</td> <td>45,100</td> </tr> <tr> <td>地方交付税</td> <td>19.5%</td> <td>18,700</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>17.7%</td> <td>16,200</td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>46.8%</td> <td>43,800</td> </tr> <tr> <td>自主財源</td> <td>46.7%</td> <td>44,300</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>46.7%</td> <td>44,300</td> </tr> <tr> <td>地方特例交付金</td> <td>0.2%</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7.8%</td> <td>7,300</td> </tr> <tr> <td>給与関係経費</td> <td>21.6%</td> <td>20,800</td> </tr> <tr> <td>投資的経費</td> <td>12.5%</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>公債費</td> <td>11.1%</td> <td>10,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>[2025年度]</p>	項目	額 (億円)	割合 (%)	歳入	970,644	100	歳出	970,644	100	一般行政経費	47.0%	45,100	地方交付税	19.5%	18,700	国庫支出金	17.7%	16,200	地方税	46.8%	43,800	自主財源	46.7%	44,300	一般財源	46.7%	44,300	地方特例交付金	0.2%	200	その他	7.8%	7,300	給与関係経費	21.6%	20,800	投資的経費	12.5%	12,000	公債費	11.1%	10,600				
項目	額 (億円)	割合 (%)																																																																																										
歳入	936,388	100																																																																																										
歳出	936,388	100																																																																																										
一般財源	46.7%	44,300																																																																																										
地方交付税	19.9%	18,700																																																																																										
国庫支出金	16.9%	16,200																																																																																										
地方税	45.6%	42,900																																																																																										
自主財源	46.7%	44,300																																																																																										
一般財源	46.7%	44,300																																																																																										
地方特例交付金	1.2%	1,100																																																																																										
その他	7.3%	6,700																																																																																										
給与関係経費	21.6%	20,800																																																																																										
投資的経費	12.8%	12,100																																																																																										
公債費	11.6%	10,800																																																																																										
項目	額 (億円)	割合 (%)																																																																																										
歳入	970,644	100																																																																																										
歳出	970,644	100																																																																																										
一般行政経費	47.0%	45,100																																																																																										
地方交付税	19.5%	18,700																																																																																										
国庫支出金	17.7%	16,200																																																																																										
地方税	46.8%	43,800																																																																																										
自主財源	46.7%	44,300																																																																																										
一般財源	46.7%	44,300																																																																																										
地方特例交付金	0.2%	200																																																																																										
その他	7.8%	7,300																																																																																										
給与関係経費	21.6%	20,800																																																																																										
投資的経費	12.5%	12,000																																																																																										
公債費	11.1%	10,600																																																																																										
8	64	図版 9	<p>図版 9 の説明文</p> <p>図版 9 は、1975 年から 2020 年までの地方債（兆円）の推移を示す。また、公営企業債（兆円）と交付税特別会計の借入金（兆円）も併せて示されている。</p> <table border="1"> <caption>図版 9 の主なデータ</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>地方債 (兆円)</th> <th>公営企業債 (兆円)</th> <th>交付税特別会計の借入金 (兆円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1975</td><td>10</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>1980</td><td>20</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>1985</td><td>40</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>1990</td><td>60</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>1995</td><td>100</td><td>100</td><td>0</td></tr> <tr><td>2000</td><td>150</td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>2005</td><td>200</td><td>100</td><td>100</td></tr> <tr><td>2010</td><td>250</td><td>100</td><td>100</td></tr> <tr><td>2015</td><td>300</td><td>100</td><td>100</td></tr> <tr><td>2020</td><td>350</td><td>100</td><td>100</td></tr> </tbody> </table>	年	地方債 (兆円)	公営企業債 (兆円)	交付税特別会計の借入金 (兆円)	1975	10	0	0	1980	20	0	0	1985	40	0	0	1990	60	0	0	1995	100	100	0	2000	150	100	50	2005	200	100	100	2010	250	100	100	2015	300	100	100	2020	350	100	100	<p>図版 9 の説明文</p> <p>図版 9 は、1975 年から 2020 年までの地方債（兆円）の推移を示す。また、公営企業債（兆円）と交付税特別会計の借入金（兆円）も併せて示されている。</p> <table border="1"> <caption>図版 9 の主なデータ</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>地方債 (兆円)</th> <th>公営企業債 (兆円)</th> <th>交付税特別会計の借入金 (兆円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1975</td><td>10</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>1980</td><td>20</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>1985</td><td>40</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>1990</td><td>60</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>1995</td><td>100</td><td>100</td><td>0</td></tr> <tr><td>2000</td><td>150</td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>2005</td><td>200</td><td>100</td><td>100</td></tr> <tr><td>2010</td><td>250</td><td>100</td><td>100</td></tr> <tr><td>2015</td><td>300</td><td>100</td><td>100</td></tr> <tr><td>2020</td><td>350</td><td>100</td><td>100</td></tr> </tbody> </table>	年	地方債 (兆円)	公営企業債 (兆円)	交付税特別会計の借入金 (兆円)	1975	10	0	0	1980	20	0	0	1985	40	0	0	1990	60	0	0	1995	100	100	0	2000	150	100	50	2005	200	100	100	2010	250	100	100	2015	300	100	100	2020	350	100	100
年	地方債 (兆円)	公営企業債 (兆円)	交付税特別会計の借入金 (兆円)																																																																																									
1975	10	0	0																																																																																									
1980	20	0	0																																																																																									
1985	40	0	0																																																																																									
1990	60	0	0																																																																																									
1995	100	100	0																																																																																									
2000	150	100	50																																																																																									
2005	200	100	100																																																																																									
2010	250	100	100																																																																																									
2015	300	100	100																																																																																									
2020	350	100	100																																																																																									
年	地方債 (兆円)	公営企業債 (兆円)	交付税特別会計の借入金 (兆円)																																																																																									
1975	10	0	0																																																																																									
1980	20	0	0																																																																																									
1985	40	0	0																																																																																									
1990	60	0	0																																																																																									
1995	100	100	0																																																																																									
2000	150	100	50																																																																																									
2005	200	100	100																																																																																									
2010	250	100	100																																																																																									
2015	300	100	100																																																																																									
2020	350	100	100																																																																																									
9	69	側注 7	(別紙 1 参照)	(別紙 2 参照)																																																																																								
10	69	34、側注欄	(別紙 1 参照)	(別紙 2 参照)																																																																																								
11	69	図版 6 およびキャプション、側注欄	(別紙 1 参照)	(別紙 2 参照)																																																																																								

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																															
	ページ	行																																																																	
12	68-69	側注欄	(別紙 1 参照)	(別紙 2 参照)																																																															
13	72	側注 4	<p>④一票の格差 2024年の衆議院議員総選挙では最大2.06倍, 2022年の参議院議員通常選挙では<u>3.03倍</u>であった。</p>	<p>④一票の格差 2024年の衆議院議員総選挙では最大2.06倍, 2025年の参議院議員通常選挙では<u>3.13倍</u>であった。</p>																																																															
14	72	図版 8	<p>The diagram illustrates the flow of political funding. It starts with individual contributions (個人) and organizational contributions (企業・団体). Individual contributions are capped at 2,000 yen per year. Organizational contributions are capped at 10 million yen per year. Contributions from both sources are distributed to political parties (政黨), politicians (政治家), and political funds (政治資金団体). Political parties receive party contribution funds (政党交付金) based on the number of members and votes. Politicians receive funds based on their votes. Political funds receive funds from political parties, politicians, and other political funds. There are specific restrictions on contributions from companies and political funds.</p>	<p>The diagram shows the same funding flow but includes a note: *2027年より金銭・有価証券による寄付は禁止 (Contributions by money or securities are prohibited from 2027). This affects the funding paths from individuals and organizations to political parties, politicians, and political funds.</p>																																																															
15	73	図版 9	<p>The graph tracks the percentage of political funding from the House of Representatives (衆議院) and the House of Councillors (参議院) over time. The House of Representatives consistently receives a higher percentage of funding than the House of Councillors throughout the period shown.</p> <table border="1"> <caption>Estimated data for Figure 9</caption> <thead> <tr> <th>Year</th> <th>衆議院 (%)</th> <th>参議院 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1945</td><td>70</td><td>65</td></tr> <tr><td>50</td><td>75</td><td>60</td></tr> <tr><td>60</td><td>70</td><td>55</td></tr> <tr><td>70</td><td>75</td><td>60</td></tr> <tr><td>80</td><td>70</td><td>55</td></tr> <tr><td>90</td><td>75</td><td>60</td></tr> <tr><td>2000</td><td>70</td><td>55</td></tr> <tr><td>10</td><td>75</td><td>60</td></tr> <tr><td>20</td><td>70</td><td>55</td></tr> </tbody> </table>	Year	衆議院 (%)	参議院 (%)	1945	70	65	50	75	60	60	70	55	70	75	60	80	70	55	90	75	60	2000	70	55	10	75	60	20	70	55	<p>The graph projects the percentage of political funding from the House of Representatives (衆議院) and the House of Councillors (参議院) from 1945 to 2025. The trend remains similar to the historical data, with the House of Representatives maintaining a higher percentage of funding.</p> <table border="1"> <caption>Estimated projected data for Figure 9</caption> <thead> <tr> <th>Year</th> <th>衆議院 (%)</th> <th>参議院 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1945</td><td>70</td><td>65</td></tr> <tr><td>50</td><td>75</td><td>60</td></tr> <tr><td>60</td><td>70</td><td>55</td></tr> <tr><td>70</td><td>75</td><td>60</td></tr> <tr><td>80</td><td>70</td><td>55</td></tr> <tr><td>90</td><td>75</td><td>60</td></tr> <tr><td>2000</td><td>70</td><td>55</td></tr> <tr><td>10</td><td>75</td><td>60</td></tr> <tr><td>20</td><td>70</td><td>55</td></tr> <tr><td>2025</td><td>75</td><td>65</td></tr> </tbody> </table>	Year	衆議院 (%)	参議院 (%)	1945	70	65	50	75	60	60	70	55	70	75	60	80	70	55	90	75	60	2000	70	55	10	75	60	20	70	55	2025	75	65
Year	衆議院 (%)	参議院 (%)																																																																	
1945	70	65																																																																	
50	75	60																																																																	
60	70	55																																																																	
70	75	60																																																																	
80	70	55																																																																	
90	75	60																																																																	
2000	70	55																																																																	
10	75	60																																																																	
20	70	55																																																																	
Year	衆議院 (%)	参議院 (%)																																																																	
1945	70	65																																																																	
50	75	60																																																																	
60	70	55																																																																	
70	75	60																																																																	
80	70	55																																																																	
90	75	60																																																																	
2000	70	55																																																																	
10	75	60																																																																	
20	70	55																																																																	
2025	75	65																																																																	

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																																																				
	ページ	行																																																																																						
16	73	図版 10	<p>選挙にあまり関心がなかったから</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Reason</th> <th>Percentage</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>選挙にあまり関心がなかったから</td><td>30.2</td></tr> <tr><td>適当な候補者も政党もなかったから</td><td>23.9</td></tr> <tr><td>政党の政策や候補者の人物像など、違いがよくわからなかったから</td><td>19.6</td></tr> <tr><td>仕事があったから</td><td>19.3</td></tr> <tr><td>体調がすぐれなかったから</td><td>16.6 *複数回答</td></tr> </tbody> </table> <p>[2021年]</p>	Reason	Percentage	選挙にあまり関心がなかったから	30.2	適当な候補者も政党もなかったから	23.9	政党の政策や候補者の人物像など、違いがよくわからなかったから	19.6	仕事があったから	19.3	体調がすぐれなかったから	16.6 *複数回答	<p>適当な候補者も政党もなかったから</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Reason</th> <th>Percentage</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>選挙にあまり関心がなかったから</td><td>26.5</td></tr> <tr><td>適当な候補者も政党もなかったから</td><td>24.3</td></tr> <tr><td>体調がすぐれなかったから</td><td>18.4</td></tr> <tr><td>仕事があったから</td><td>18.0</td></tr> <tr><td>選挙によって政治はよくならないと思ったから</td><td>17.3 *複数回答</td></tr> </tbody> </table> <p>[2024年]</p>	Reason	Percentage	選挙にあまり関心がなかったから	26.5	適当な候補者も政党もなかったから	24.3	体調がすぐれなかったから	18.4	仕事があったから	18.0	選挙によって政治はよくならないと思ったから	17.3 *複数回答																																																												
Reason	Percentage																																																																																							
選挙にあまり関心がなかったから	30.2																																																																																							
適当な候補者も政党もなかったから	23.9																																																																																							
政党の政策や候補者の人物像など、違いがよくわからなかったから	19.6																																																																																							
仕事があったから	19.3																																																																																							
体調がすぐれなかったから	16.6 *複数回答																																																																																							
Reason	Percentage																																																																																							
選挙にあまり関心がなかったから	26.5																																																																																							
適当な候補者も政党もなかったから	24.3																																																																																							
体調がすぐれなかったから	18.4																																																																																							
仕事があったから	18.0																																																																																							
選挙によって政治はよくならないと思ったから	17.3 *複数回答																																																																																							
17	73	図版 11	<table border="1"> <thead> <tr> <th>Year</th> <th>衆議院 (最大格差)</th> <th>参議院 (最大格差)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1962</td><td>4.99</td><td>4.00</td></tr> <tr><td>70</td><td>5.20</td><td>5.20</td></tr> <tr><td>75</td><td>3.50</td><td>3.50</td></tr> <tr><td>80</td><td>4.00</td><td>5.20</td></tr> <tr><td>85</td><td>3.00</td><td>5.50</td></tr> <tr><td>90</td><td>3.00</td><td>6.59</td></tr> <tr><td>95</td><td>2.00</td><td>5.00</td></tr> <tr><td>2000</td><td>2.00</td><td>5.00</td></tr> <tr><td>05</td><td>1.50</td><td>5.00</td></tr> <tr><td>10</td><td>2.00</td><td>4.77</td></tr> <tr><td>15</td><td>2.00</td><td>3.08</td></tr> <tr><td>20</td><td>2.00</td><td>3.00</td></tr> <tr><td>2020</td><td>2.00</td><td>3.03</td></tr> </tbody> </table>	Year	衆議院 (最大格差)	参議院 (最大格差)	1962	4.99	4.00	70	5.20	5.20	75	3.50	3.50	80	4.00	5.20	85	3.00	5.50	90	3.00	6.59	95	2.00	5.00	2000	2.00	5.00	05	1.50	5.00	10	2.00	4.77	15	2.00	3.08	20	2.00	3.00	2020	2.00	3.03	<table border="1"> <thead> <tr> <th>Year</th> <th>衆議院 (最大格差)</th> <th>参議院 (最大格差)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1962</td><td>4.99</td><td>4.00</td></tr> <tr><td>70</td><td>5.20</td><td>5.20</td></tr> <tr><td>75</td><td>3.50</td><td>3.50</td></tr> <tr><td>80</td><td>4.00</td><td>5.20</td></tr> <tr><td>85</td><td>3.00</td><td>5.50</td></tr> <tr><td>90</td><td>3.00</td><td>6.59</td></tr> <tr><td>95</td><td>2.00</td><td>5.00</td></tr> <tr><td>2000</td><td>2.00</td><td>5.00</td></tr> <tr><td>05</td><td>1.50</td><td>5.00</td></tr> <tr><td>10</td><td>2.00</td><td>4.77</td></tr> <tr><td>15</td><td>2.00</td><td>3.08</td></tr> <tr><td>20</td><td>2.00</td><td>3.00</td></tr> <tr><td>25</td><td>2.00</td><td>3.03</td></tr> </tbody> </table>	Year	衆議院 (最大格差)	参議院 (最大格差)	1962	4.99	4.00	70	5.20	5.20	75	3.50	3.50	80	4.00	5.20	85	3.00	5.50	90	3.00	6.59	95	2.00	5.00	2000	2.00	5.00	05	1.50	5.00	10	2.00	4.77	15	2.00	3.08	20	2.00	3.00	25	2.00	3.03
Year	衆議院 (最大格差)	参議院 (最大格差)																																																																																						
1962	4.99	4.00																																																																																						
70	5.20	5.20																																																																																						
75	3.50	3.50																																																																																						
80	4.00	5.20																																																																																						
85	3.00	5.50																																																																																						
90	3.00	6.59																																																																																						
95	2.00	5.00																																																																																						
2000	2.00	5.00																																																																																						
05	1.50	5.00																																																																																						
10	2.00	4.77																																																																																						
15	2.00	3.08																																																																																						
20	2.00	3.00																																																																																						
2020	2.00	3.03																																																																																						
Year	衆議院 (最大格差)	参議院 (最大格差)																																																																																						
1962	4.99	4.00																																																																																						
70	5.20	5.20																																																																																						
75	3.50	3.50																																																																																						
80	4.00	5.20																																																																																						
85	3.00	5.50																																																																																						
90	3.00	6.59																																																																																						
95	2.00	5.00																																																																																						
2000	2.00	5.00																																																																																						
05	1.50	5.00																																																																																						
10	2.00	4.77																																																																																						
15	2.00	3.08																																																																																						
20	2.00	3.00																																																																																						
25	2.00	3.03																																																																																						
18	73	図版 12	<table border="1"> <thead> <tr> <th>Age Group</th> <th>Percentage</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>18</td><td>43.21</td></tr> <tr><td>20</td><td>33.62</td></tr> <tr><td>25</td><td>39.36</td></tr> <tr><td>30</td><td>45.06</td></tr> <tr><td>35</td><td>48.90</td></tr> <tr><td>40</td><td>53.53</td></tr> <tr><td>45</td><td>57.27</td></tr> <tr><td>50</td><td>60.70</td></tr> <tr><td>55</td><td>65.64</td></tr> <tr><td>60</td><td>70.32</td></tr> <tr><td>65</td><td>72.49</td></tr> <tr><td>70</td><td>73.27</td></tr> <tr><td>75</td><td>70.82</td></tr> <tr><td>80</td><td>48.60</td></tr> <tr><td>以上</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>[2021年衆議院議員総選挙]</p>	Age Group	Percentage	18	43.21	20	33.62	25	39.36	30	45.06	35	48.90	40	53.53	45	57.27	50	60.70	55	65.64	60	70.32	65	72.49	70	73.27	75	70.82	80	48.60	以上		<table border="1"> <thead> <tr> <th>Age Group</th> <th>Percentage</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>18</td><td>39.43</td></tr> <tr><td>20</td><td>30.99</td></tr> <tr><td>25</td><td>38.19</td></tr> <tr><td>30</td><td>44.10</td></tr> <tr><td>35</td><td>47.02</td></tr> <tr><td>40</td><td>50.90</td></tr> <tr><td>45</td><td>54.19</td></tr> <tr><td>50</td><td>57.13</td></tr> <tr><td>55</td><td>61.55</td></tr> <tr><td>60</td><td>66.19</td></tr> <tr><td>65</td><td>69.84</td></tr> <tr><td>70</td><td>70.47</td></tr> <tr><td>75</td><td>68.99</td></tr> <tr><td>80</td><td>48.79</td></tr> <tr><td>以上</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>[2024年衆議院議員総選挙]</p>	Age Group	Percentage	18	39.43	20	30.99	25	38.19	30	44.10	35	47.02	40	50.90	45	54.19	50	57.13	55	61.55	60	66.19	65	69.84	70	70.47	75	68.99	80	48.79	以上																					
Age Group	Percentage																																																																																							
18	43.21																																																																																							
20	33.62																																																																																							
25	39.36																																																																																							
30	45.06																																																																																							
35	48.90																																																																																							
40	53.53																																																																																							
45	57.27																																																																																							
50	60.70																																																																																							
55	65.64																																																																																							
60	70.32																																																																																							
65	72.49																																																																																							
70	73.27																																																																																							
75	70.82																																																																																							
80	48.60																																																																																							
以上																																																																																								
Age Group	Percentage																																																																																							
18	39.43																																																																																							
20	30.99																																																																																							
25	38.19																																																																																							
30	44.10																																																																																							
35	47.02																																																																																							
40	50.90																																																																																							
45	54.19																																																																																							
50	57.13																																																																																							
55	61.55																																																																																							
60	66.19																																																																																							
65	69.84																																																																																							
70	70.47																																																																																							
75	68.99																																																																																							
80	48.79																																																																																							
以上																																																																																								

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
19	76	コラム内・左段 13～14	<p>きもある。アメリカのトランプ大統領(在職2017～21)は、自らに批判的なマスメディアの報道を「フェイクニュース」と決めつけるとともに、SNSなどで根拠のない情報をさかんに発信した(「ポスト・トゥルース」(客観的事実を軽視する風潮))。さらに、アメリカ大統領選挙にロシア連邦が干渉した疑惑なども取りざたされており、インターネットを通じた介入は国際政治にまで広がっている。</p>	<p>きもある。アメリカのトランプ大統領(在職2017～21、25～)は、自らに批判的なマスメディアの報道を「フェイクニュース」と決めつけるとともに、SNSなどで根拠のない情報をさかんに発信した(「ポスト・トゥルース」(客観的事実を軽視する風潮))。さらに、アメリカ大統領選挙にロシア連邦が干渉した疑惑なども取りざたされており、インターネットを通じた介入は国際政治にまで広がっている。</p>
20	79	図版3		

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																						
	ページ	行																																																								
21	83	3-4	費用)と考える必要がある。たとえば、ある人の1時間あたりの賃金が <u>1200円</u> だとすれば、その人が映画を1時間観ることによって犠牲にするのは、映画料金に <u>1200円</u> の機会費用を足し合わせ	費用)と考える必要がある。たとえば、ある人の1時間あたりの賃金が <u>1300円</u> だとすれば、その人が映画を1時間観ることによって犠牲にるのは、映画料金に <u>1300円</u> の機会費用を足し合わせ																																																						
22	85	5	法的枠組みのなかで、	法的枠組みのなかで、																																																						
23	85	写真5 タイトル および キャプ ション	<p>5ベルトコンベアで大量生産される<u>T型フォード</u>(アメリカ, 1920年) 1908年に販売が始まり、アメリカにモータリゼーションをもたらした。このような大量生産・大量消費のしくみは、のちにフォーディズムともよばれた。</p>	<p>5ベルトコンベアで大量生産される<u>自動車</u>(アメリカ, 1920年) 自動車の大量生産は、アメリカにモータリゼーションをもたらした。このような大量生産・大量消費のしくみは、のちにフォーディズムともよばれた。</p>																																																						
24	101	図版4	<p>GDP総額 [2022年] 一人あたりGDP</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>GDP総額 (兆ドル)</th> <th>一人あたりGDP (万ドル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アメリカ</td><td>25.7</td><td>7.6</td></tr> <tr><td>中国</td><td>18.0</td><td>1.3</td></tr> <tr><td>日本</td><td>4.2</td><td>3.4</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>4.1</td><td>4.9</td></tr> <tr><td>インド</td><td>3.5</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>3.1</td><td>4.6</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>2.8</td><td>4.1</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>1.7</td><td>3.2</td></tr> </tbody> </table>	国	GDP総額 (兆ドル)	一人あたりGDP (万ドル)	アメリカ	25.7	7.6	中国	18.0	1.3	日本	4.2	3.4	ドイツ	4.1	4.9	インド	3.5	0.2	イギリス	3.1	4.6	フランス	2.8	4.1	韓国	1.7	3.2	<p>GDP総額 [2022年] 一人あたりGDP</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>GDP総額 (兆ドル)</th> <th>一人あたりGDP (万ドル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アメリカ</td><td>25.7</td><td>7.6</td></tr> <tr><td>中国</td><td>18.0</td><td>1.3</td></tr> <tr><td>日本</td><td>4.2</td><td>3.4</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>4.1</td><td>4.9</td></tr> <tr><td>インド</td><td>3.5</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>3.1</td><td>4.6</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>2.8</td><td>4.1</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>1.7</td><td>3.2</td></tr> </tbody> </table>	国	GDP総額 (兆ドル)	一人あたりGDP (万ドル)	アメリカ	25.7	7.6	中国	18.0	1.3	日本	4.2	3.4	ドイツ	4.1	4.9	インド	3.5	0.2	イギリス	3.1	4.6	フランス	2.8	4.1	韓国	1.7	3.2
国	GDP総額 (兆ドル)	一人あたりGDP (万ドル)																																																								
アメリカ	25.7	7.6																																																								
中国	18.0	1.3																																																								
日本	4.2	3.4																																																								
ドイツ	4.1	4.9																																																								
インド	3.5	0.2																																																								
イギリス	3.1	4.6																																																								
フランス	2.8	4.1																																																								
韓国	1.7	3.2																																																								
国	GDP総額 (兆ドル)	一人あたりGDP (万ドル)																																																								
アメリカ	25.7	7.6																																																								
中国	18.0	1.3																																																								
日本	4.2	3.4																																																								
ドイツ	4.1	4.9																																																								
インド	3.5	0.2																																																								
イギリス	3.1	4.6																																																								
フランス	2.8	4.1																																																								
韓国	1.7	3.2																																																								

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
25	114	図版2	<p>1934～36 年度平均 22.9億円</p> <p>歳 入 1965年度 3.7兆円 1995年度 80.6兆円 2024年度 112.6兆円</p> <p>0.7% 文教および科学振興費 1934～36 年度平均 22.9億円</p> <p>歳 出 1965年度 3.7兆円 1995年度 80.6兆円 2024年度 112.6兆円</p> <p>*2024年度は当初予算</p>	<p>1934～36 年度平均 22.9億円</p> <p>歳 入 1965年度 3.7兆円 1995年度 80.6兆円 2025年度 115.2兆円</p> <p>0.7% 文教および科学振興費 1934～36 年度平均 22.9億円</p> <p>歳 出 1965年度 3.7兆円 1995年度 80.6兆円 2025年度 115.2兆円</p> <p>*2025年度は当初予算</p>
26	116	図版7	<p>1934～36 年度平均 12.3億円</p> <p>1965年度 3.3兆円</p> <p>1995年度 55.0兆円</p> <p>2024年度 74.8兆円</p> <p>*2024年度は当初予算</p>	<p>1934～36 年度平均 12.3億円</p> <p>1965年度 3.3兆円</p> <p>1995年度 55.0兆円</p> <p>2025年度 83.6兆円</p> <p>*2025年度は当初予算</p>
27	117	8-9	<p>增加了。国の借金残高は<u>2024年度末</u>には<u>1136兆円</u>(国と地方を合わせると<u>1315兆円</u>)に達すると見込まれ、また、基礎的財</p>	<p>增加了。国の借金残高は<u>2025年度末</u>には<u>1159兆円</u>(国と地方を合わせると<u>1330兆円</u>)に達すると見込まれ、また、基礎的財</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
28	117	図版 10	<p>国債発行額</p> <p>国債依存度</p> <p>国債依存度</p> <p>*2023年度は補正後予算, 2024年度は当初予算</p> <p>1972 75 80 85 90 95 2000 05 10 15 20 年度</p>	<p>国債発行額</p> <p>国債依存度</p> <p>国債依存度</p> <p>*2024年度は補正後予算, 2025年度は当初予算</p> <p>1972 75 80 85 90 95 2000 05 10 15 20 25 年度</p>
29	117	図版 11	<p>国債残高</p> <p>対GDP比率</p> <p>対GDP比率</p> <p>*2023年度は補正後予算, 2024年度は当初予算</p> <p>*2012年度以降の「その他」には、 東日本大震災の復旧・復興財源を 調達するための復興債を含む</p> <p>1972 75 80 85 90 95 2000 05 10 15 20 年度</p>	<p>国債残高</p> <p>対GDP比率</p> <p>対GDP比率</p> <p>*2024年度は補正後予算, 2025年度は当初予算</p> <p>*2012年度以降の「その他」には、 東日本大震災の復旧・復興財源を 調達するための復興債を含む</p> <p>1972 75 80 85 90 95 2000 05 10 15 20 25 年度</p>
30	121	図版 1 (右側)	(別紙 3 参照)	(別紙 3 参照)
31	125	写真 5 キャプション	<p>⑤全線で運行を再開した三陸鉄道(岩手県, 2014年) 東日本大震災では<u>1万8000人</u>以上の死者・行方不明者が発生し, 今なお被災地の復興に向けた取り組みが進められている。</p>	<p>⑤全線で運行を再開した三陸鉄道(岩手県, 2014年) 東日本大震災では<u>2万2000人</u>以上の死者・行方不明者が発生し, 今なお被災地の復興に向けた取り組みが進められている。</p>

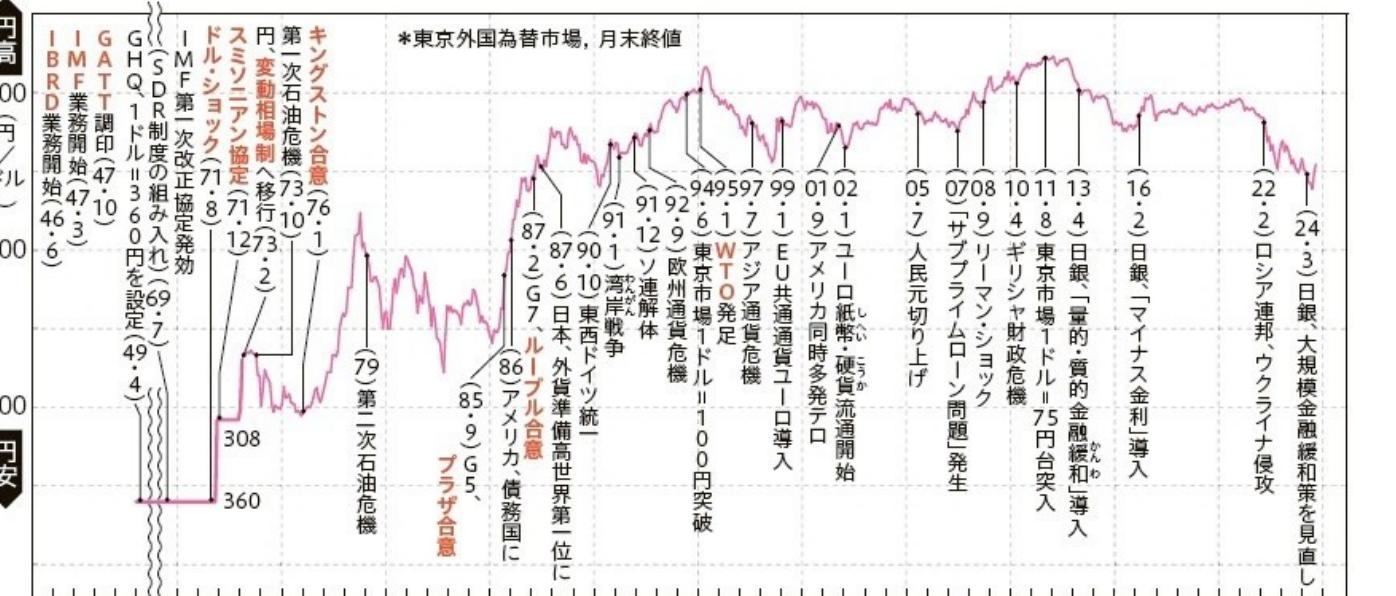
番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																								
	ページ	行																																																										
32	132	図版 2	<p>總就業人口のうち 農業就業人口の占める割合 国内総生産のうち 農業総生産の占める割合 国的一般会計予算のうち 農業関係予算の占める割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>就業人口割合 (%)</th> <th>総生産割合 (%)</th> <th>一般会計予算割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1960</td> <td>27</td> <td>22</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>1970</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>1980</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>1990</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2000</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>2010</td> <td>2.9</td> <td>1.0</td> <td>0.9</td> </tr> </tbody> </table>	年	就業人口割合 (%)	総生産割合 (%)	一般会計予算割合 (%)	1960	27	22	10	1970	10	9	11	1980	5	4	10	1990	3	2	4	2000	2	1	2	2010	2.9	1.0	0.9	<p>總就業人口のうち 農業就業人口の占める割合 国内総生産のうち 農業総生産の占める割合 国的一般会計予算のうち 農業関係予算の占める割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>就業人口割合 (%)</th> <th>総生産割合 (%)</th> <th>一般会計予算割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1960</td> <td>27</td> <td>22</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>1970</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>1980</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>1990</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>2000</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2010</td> <td>2.9</td> <td>1.7</td> <td>0.9</td> </tr> </tbody> </table>	年	就業人口割合 (%)	総生産割合 (%)	一般会計予算割合 (%)	1960	27	22	10	1970	10	9	11	1980	5	4	10	1990	3	2	2	2000	2	1	1	2010	2.9	1.7	0.9
年	就業人口割合 (%)	総生産割合 (%)	一般会計予算割合 (%)																																																									
1960	27	22	10																																																									
1970	10	9	11																																																									
1980	5	4	10																																																									
1990	3	2	4																																																									
2000	2	1	2																																																									
2010	2.9	1.0	0.9																																																									
年	就業人口割合 (%)	総生産割合 (%)	一般会計予算割合 (%)																																																									
1960	27	22	10																																																									
1970	10	9	11																																																									
1980	5	4	10																																																									
1990	3	2	2																																																									
2000	2	1	1																																																									
2010	2.9	1.7	0.9																																																									
33	137	図版 7	<p>* 年次は全面施行年</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>不正アクセス禁止法 (2000年)</td> <td>アクセス権限のない者のコンピューターへの不正な侵入を禁止している</td> </tr> <tr> <td>プロバイダ責任法 (2002年)</td> <td>Webページの情報でプライバシーの侵害などが発生した場合に、情報発信者の情報開示を請求する権利を定めている</td> </tr> <tr> <td>特定電子メール法 (2002年)</td> <td>無差別かつ大量に送信される広告などの迷惑メールを規制している</td> </tr> <tr> <td>出会い系サイト規制法(2003年)</td> <td>出会い系サイトでの18歳未満への誘引を禁止し、事業者に利用者の年齢確認を義務づけている</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護法 (2005年)</td> <td>事業者が個人情報の取り扱いに際して守るべきルールを定めている(⇒p.38)</td> </tr> <tr> <td>青少年インターネット規制法(2009年)</td> <td>インターネット上の有害情報を18歳未満が閲覧できないよう、事業者にフィルタリングサービスの提供を義務づけている</td> </tr> </tbody> </table>	不正アクセス禁止法 (2000年)	アクセス権限のない者のコンピューターへの不正な侵入を禁止している	プロバイダ責任法 (2002年)	Webページの情報でプライバシーの侵害などが発生した場合に、情報発信者の情報開示を請求する権利を定めている	特定電子メール法 (2002年)	無差別かつ大量に送信される広告などの迷惑メールを規制している	出会い系サイト規制法(2003年)	出会い系サイトでの18歳未満への誘引を禁止し、事業者に利用者の年齢確認を義務づけている	個人情報保護法 (2005年)	事業者が個人情報の取り扱いに際して守るべきルールを定めている(⇒p.38)	青少年インターネット規制法(2009年)	インターネット上の有害情報を18歳未満が閲覧できないよう、事業者にフィルタリングサービスの提供を義務づけている	<p>* 年次は全面施行年</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>不正アクセス禁止法 (2000年)</td> <td>アクセス権限のない者のコンピューターへの不正な侵入を禁止している</td> </tr> <tr> <td>プロバイダ責任法 (2002年) [現 情報流通プラットフォーム対処法]</td> <td>Webページの情報でプライバシーの侵害などが発生した場合に、情報発信者の情報開示を請求する権利を定めている</td> </tr> <tr> <td>特定電子メール法 (2002年)</td> <td>無差別かつ大量に送信される広告などの迷惑メールを規制している</td> </tr> <tr> <td>出会い系サイト規制法(2003年)</td> <td>出会い系サイトでの18歳未満への誘引を禁止し、事業者に利用者の年齢確認を義務づけている</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護法 (2005年)</td> <td>事業者が個人情報の取り扱いに際して守るべきルールを定めている(⇒p.38)</td> </tr> <tr> <td>青少年インターネット規制法(2009年)</td> <td>インターネット上の有害情報を18歳未満が閲覧できないよう、事業者にフィルタリングサービスの提供を義務づけている</td> </tr> </tbody> </table>	不正アクセス禁止法 (2000年)	アクセス権限のない者のコンピューターへの不正な侵入を禁止している	プロバイダ責任法 (2002年) [現 情報流通プラットフォーム対処法]	Webページの情報でプライバシーの侵害などが発生した場合に、情報発信者の情報開示を請求する権利を定めている	特定電子メール法 (2002年)	無差別かつ大量に送信される広告などの迷惑メールを規制している	出会い系サイト規制法(2003年)	出会い系サイトでの18歳未満への誘引を禁止し、事業者に利用者の年齢確認を義務づけている	個人情報保護法 (2005年)	事業者が個人情報の取り扱いに際して守るべきルールを定めている(⇒p.38)	青少年インターネット規制法(2009年)	インターネット上の有害情報を18歳未満が閲覧できないよう、事業者にフィルタリングサービスの提供を義務づけている																																
不正アクセス禁止法 (2000年)	アクセス権限のない者のコンピューターへの不正な侵入を禁止している																																																											
プロバイダ責任法 (2002年)	Webページの情報でプライバシーの侵害などが発生した場合に、情報発信者の情報開示を請求する権利を定めている																																																											
特定電子メール法 (2002年)	無差別かつ大量に送信される広告などの迷惑メールを規制している																																																											
出会い系サイト規制法(2003年)	出会い系サイトでの18歳未満への誘引を禁止し、事業者に利用者の年齢確認を義務づけている																																																											
個人情報保護法 (2005年)	事業者が個人情報の取り扱いに際して守るべきルールを定めている(⇒p.38)																																																											
青少年インターネット規制法(2009年)	インターネット上の有害情報を18歳未満が閲覧できないよう、事業者にフィルタリングサービスの提供を義務づけている																																																											
不正アクセス禁止法 (2000年)	アクセス権限のない者のコンピューターへの不正な侵入を禁止している																																																											
プロバイダ責任法 (2002年) [現 情報流通プラットフォーム対処法]	Webページの情報でプライバシーの侵害などが発生した場合に、情報発信者の情報開示を請求する権利を定めている																																																											
特定電子メール法 (2002年)	無差別かつ大量に送信される広告などの迷惑メールを規制している																																																											
出会い系サイト規制法(2003年)	出会い系サイトでの18歳未満への誘引を禁止し、事業者に利用者の年齢確認を義務づけている																																																											
個人情報保護法 (2005年)	事業者が個人情報の取り扱いに際して守るべきルールを定めている(⇒p.38)																																																											
青少年インターネット規制法(2009年)	インターネット上の有害情報を18歳未満が閲覧できないよう、事業者にフィルタリングサービスの提供を義務づけている																																																											
34 35	144	図版 8	<p>番号 34 雇用者に占める非正規雇用者の割合 (%)</p> <p>番号 35 2023年 5730万人</p> <p>正規雇用者 62.9% パート 18.0 派遣社員 2.7 契約・嘱託 6.9 アルバイト 8.0 その他 1.5</p> <p>2023年 5730万人</p> <p>正規雇用者 62.9% パート 18.0 派遣社員 2.7 契約・嘱託 6.9 アルバイト 8.0 その他 1.5</p>	<p>番号 34 雇用者に占める非正規雇用者の割合 (%)</p> <p>番号 35 2023年 5730万人</p> <p>正規雇用者 62.9% パート 18.0 派遣社員 2.7 契約・嘱託 6.9 アルバイト 8.0 その他 1.5</p> <p>2023年 5730万人</p> <p>正規雇用者 62.9% パート 18.0 派遣社員 2.7 契約・嘱託 6.9 アルバイト 8.0 その他 1.5</p>																																																								

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																												
	ページ	行																																																														
36	147	側注 20	<p>⑩障害者雇用促進法 障がい者の雇用促進のため、国や企業などに障がい者を一定の割合(民間企業は2.5%, 国・地方公共団体は2.8%)以上で雇用することを義務づけている。</p>	<p>⑩障害者雇用促進法 障がい者の雇用促進のため、国や企業などに障がい者を一定の割合(2026年7月以降、民間企業は2.7%, 国・地方公共団体は3.0%)以上で雇用することを義務づけている。</p>																																																												
37	154	図版 13																																																														
38	155	8	<p>¹⁴ 2023年現在で29.1%である。また、2010年代には死亡者数が</p>	<p>¹⁴ 2024年現在で29.3%である。また、2010年代には死亡者数が</p>																																																												
39	155	側注 16	<p>⑯合計特殊出生率 一人の女性が一生の間に平均して何人の子どもを出産するかを示す数字。日本では2.07より大きいと人口が増加し、2.07より小さいと人口が減少していくといわれている。日本は2023年に過去最低となる1.20を記録した。</p>	<p>⑯合計特殊出生率 一人の女性が一生の間に平均して何人の子どもを出産するかを示す数字。日本では2.07より大きいと人口が増加し、2.07より小さいと人口が減少していくといわれている。日本は2024年に過去最低となる1.15を記録した。</p>																																																												
40	161	図版 5	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">国の一般会計</th> <th colspan="2">地方財政計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳入 112.6兆円</td> <td>歳出 112.6兆円</td> <td>[2024年度当初予算] 歳入 93.6兆円</td> <td>歳出 93.6兆円</td> </tr> <tr> <td>税収 61.8%</td> <td>地方交付税等 15.8</td> <td>地方税 45.6</td> <td>給与関係経費 21.6</td> </tr> <tr> <td>地方交付税率 所得税 33.1 法人税 33.1 酒税 50 消費税 19.5 地方法人税 100</td> <td>一般歳出 60.2</td> <td>地方譲与税 2.9</td> <td>一般行政経費 46.7</td> </tr> <tr> <td>公債金 31.5</td> <td>国債費 24.0</td> <td>地方交付税等 21.1</td> <td>投資的経費 12.8</td> </tr> <tr> <td>その他 6.7</td> <td></td> <td>国庫支出金 16.9</td> <td>公債費 11.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>地方債 6.7</td> <td>その他 7.3</td> </tr> </tbody> </table>	国の一般会計		地方財政計画		歳入 112.6兆円	歳出 112.6兆円	[2024年度当初予算] 歳入 93.6兆円	歳出 93.6兆円	税収 61.8%	地方交付税等 15.8	地方税 45.6	給与関係経費 21.6	地方交付税率 所得税 33.1 法人税 33.1 酒税 50 消費税 19.5 地方法人税 100	一般歳出 60.2	地方譲与税 2.9	一般行政経費 46.7	公債金 31.5	国債費 24.0	地方交付税等 21.1	投資的経費 12.8	その他 6.7		国庫支出金 16.9	公債費 11.6			地方債 6.7	その他 7.3	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">国の一般会計</th> <th colspan="2">地方財政計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳入 115.2兆円</td> <td>歳出 115.2兆円</td> <td>[2024年度当初予算] 歳入 97.1兆円</td> <td>歳出 97.1兆円</td> </tr> <tr> <td>税収 67.5%</td> <td>地方交付税等 16.4</td> <td>地方税 48.5</td> <td>給与関係経費 21.6</td> </tr> <tr> <td>地方交付税率 所得税 33.1 法人税 33.1 酒税 50 消費税 19.5 地方法人税 100</td> <td>一般歳出 59.1</td> <td>地方譲与税 3.2</td> <td>一般行政経費 47.0</td> </tr> <tr> <td>公債金 24.9</td> <td>国債費 24.5</td> <td>地方交付税等 20.4</td> <td>投資的経費 12.5</td> </tr> <tr> <td>その他 7.6</td> <td></td> <td>国庫支出金 18.4</td> <td>公債費 11.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他 3.1</td> <td>その他 7.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>地方債 6.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	国の一般会計		地方財政計画		歳入 115.2兆円	歳出 115.2兆円	[2024年度当初予算] 歳入 97.1兆円	歳出 97.1兆円	税収 67.5%	地方交付税等 16.4	地方税 48.5	給与関係経費 21.6	地方交付税率 所得税 33.1 法人税 33.1 酒税 50 消費税 19.5 地方法人税 100	一般歳出 59.1	地方譲与税 3.2	一般行政経費 47.0	公債金 24.9	国債費 24.5	地方交付税等 20.4	投資的経費 12.5	その他 7.6		国庫支出金 18.4	公債費 11.1			その他 3.1	その他 7.8			地方債 6.4	
国の一般会計		地方財政計画																																																														
歳入 112.6兆円	歳出 112.6兆円	[2024年度当初予算] 歳入 93.6兆円	歳出 93.6兆円																																																													
税収 61.8%	地方交付税等 15.8	地方税 45.6	給与関係経費 21.6																																																													
地方交付税率 所得税 33.1 法人税 33.1 酒税 50 消費税 19.5 地方法人税 100	一般歳出 60.2	地方譲与税 2.9	一般行政経費 46.7																																																													
公債金 31.5	国債費 24.0	地方交付税等 21.1	投資的経費 12.8																																																													
その他 6.7		国庫支出金 16.9	公債費 11.6																																																													
		地方債 6.7	その他 7.3																																																													
国の一般会計		地方財政計画																																																														
歳入 115.2兆円	歳出 115.2兆円	[2024年度当初予算] 歳入 97.1兆円	歳出 97.1兆円																																																													
税収 67.5%	地方交付税等 16.4	地方税 48.5	給与関係経費 21.6																																																													
地方交付税率 所得税 33.1 法人税 33.1 酒税 50 消費税 19.5 地方法人税 100	一般歳出 59.1	地方譲与税 3.2	一般行政経費 47.0																																																													
公債金 24.9	国債費 24.5	地方交付税等 20.4	投資的経費 12.5																																																													
その他 7.6		国庫支出金 18.4	公債費 11.1																																																													
		その他 3.1	その他 7.8																																																													
		地方債 6.4																																																														

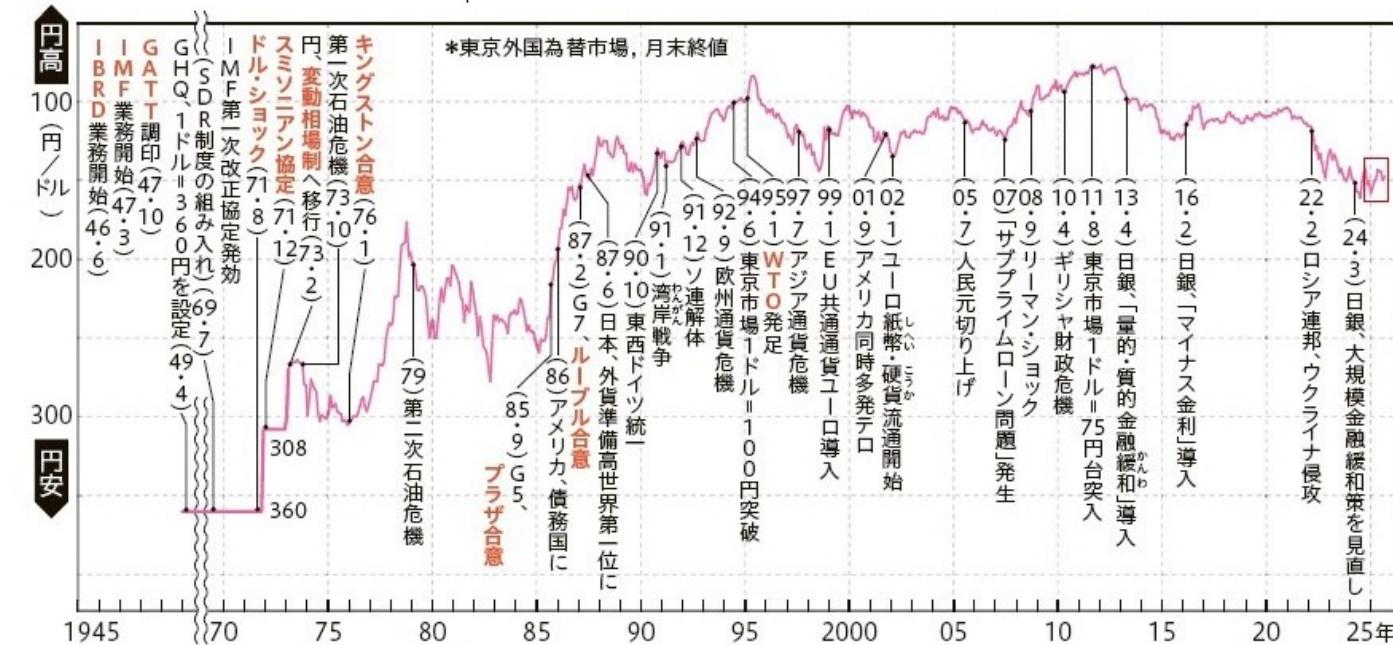
番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																
	ページ	行																																																		
41	166	図版 1																																																		
42	177	側注 6	<p>⑥国際刑事裁判所 任期9年の18人の裁判官で構成される。2024年9月現在124か国・地域が加盟。日本は2007年に加盟したが、米中ロなどは加盟していない。</p>	<p>⑥国際刑事裁判所 任期9年の18人の裁判官で構成される。2025年9月現在125か国・地域が加盟。日本は2007年に加盟したが、米中ロなどは加盟していない。</p>																																																
43	179	写真 5 キャプション	<p>⑤安全保障理事会 非常任理事国10か国は、任期2年で、1年ごとに半数が改選される。日本は2023年から加盟国中最多の12期目の非常任理事国を務める。</p>	<p>⑤安全保障理事会 非常任理事国10か国は、任期2年で、1年ごとに半数が改選される。日本は2023～24年、加盟国中最多の12期目の非常任理事国を務めた。</p>																																																
44	181	図版 9	<p>[2022年通常予算]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アメリカ</td><td>22.0%</td></tr> <tr><td>中国</td><td>15.3</td></tr> <tr><td>日本</td><td>8.0</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>4.4</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>4.3</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>6.1</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>2.6</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>3.2</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>2.6</td></tr> <tr><td>ロシア連邦</td><td>1.9</td></tr> <tr><td>その他</td><td>29.6</td></tr> </tbody> </table>	国	額	アメリカ	22.0%	中国	15.3	日本	8.0	イギリス	4.4	フランス	4.3	ドイツ	6.1	カナダ	2.6	イタリア	3.2	韓国	2.6	ロシア連邦	1.9	その他	29.6	<p>[2025年通常予算]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アメリカ</td><td>22.0%</td></tr> <tr><td>中国</td><td>20.0</td></tr> <tr><td>日本</td><td>6.9</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>3.9</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>2.8</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>2.3</td></tr> <tr><td>ロシア連邦</td><td>2.1</td></tr> <tr><td>その他</td><td>27.8</td></tr> </tbody> </table>	国	額	アメリカ	22.0%	中国	20.0	日本	6.9	イギリス	4.0	フランス	3.9	ドイツ	5.7	カナダ	2.5	イタリア	2.8	韓国	2.3	ロシア連邦	2.1	その他	27.8
国	額																																																			
アメリカ	22.0%																																																			
中国	15.3																																																			
日本	8.0																																																			
イギリス	4.4																																																			
フランス	4.3																																																			
ドイツ	6.1																																																			
カナダ	2.6																																																			
イタリア	3.2																																																			
韓国	2.6																																																			
ロシア連邦	1.9																																																			
その他	29.6																																																			
国	額																																																			
アメリカ	22.0%																																																			
中国	20.0																																																			
日本	6.9																																																			
イギリス	4.0																																																			
フランス	3.9																																																			
ドイツ	5.7																																																			
カナダ	2.5																																																			
イタリア	2.8																																																			
韓国	2.3																																																			
ロシア連邦	2.1																																																			
その他	27.8																																																			
45	188	24	<p>2017年に誕生したトランプ政権はイランとの対決姿勢を強め, D.J.Trump(在職2017～21)</p>	<p>2017年に誕生したトランプ政権はイランとの対決姿勢を強め, D.J.Trump(在職2017～21, 25～)</p>																																																
46	197	5	に、国外に逃れた人たちで、世界各地で約3760万人(2023年現在)	に、国外に逃れた人たちで、世界各地で約3690万人(2024年現在)																																																

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
47 48	199	小見出し 7	<p>⑦シリア内戦(2011年~)</p> <p>2010年末から広がった「アラブの春」(→p.188)の流れのなかで、シリアでも民主化の機運が高まり、2011年に独裁的なアサド政権と反政府勢力との間で内戦が勃発した。これに対し、ロシア連邦やイランはアサド政権側を、欧米諸国は反政府勢力を支援したが、その一方で「イスラーム国(IS)」と称する勢力が台頭し、内戦は複雑化した。その後、2017年までにISは後退し、アサド政権は勢力を回復したが、クルド人も東部で支配を固め、国家の再統一には至っていない。その間、約50万人が犠牲になり、1300万人ほどの人々が国内外で避難を強いられたままである。</p> <p>番号 47 番号 48</p> <p>10 空爆を受けたシリア(ホムス、2014年)</p> 	<p>⑦シリア内戦(2011年~)</p> <p>2010年末からの「アラブの春」(→p.188)の流れのなかで、シリアでも民主化の機運が高まり、2011年に独裁的なアサド政権と反政府勢力との間で内戦が勃発した。これに対し、ロシア連邦やイランはアサド政権側を、欧米諸国は反政府勢力を支援したが、その一方で「イスラーム国(IS)」と称する勢力が台頭し、内戦は複雑化した。その後、2017年までにISは後退し、クルド人が東部で支配を固めた一方、アサド政権は勢力を回復したが、2024年に崩壊し、翌年に反政府勢力中心の暫定政権が発足した。その間、約50万人が犠牲になり、1200万人ほどの人々が国内外で避難を強いられている。</p> <p>番号 47 番号 48</p> <p>10 空爆を受けたシリア(ホムス、2014年)</p> 
49	202	29	<p>値を常に意識する必要がある。戦後の日本は、70年以上、そうした価値を志向し、自由と民主主義を実践しながら歩んできた。しかし、国内でときにそうした価値を否定する動きがみられ、国外では権威主義体制が勢いを増している。こうしたなか、国や社会がこれからいかにして普遍的価値を保持できるのか、私たち一人ひとりがねばり強く考える必要がある。</p>	<p>値を常に意識する必要がある。戦後の日本は、80年にわたって、そうした価値を志向し、自由と民主主義を実践しながら歩んできた。しかし、国内でときにそうした価値を否定する動きがみられ、国外では権威主義体制が勢いを増している。こうしたなか、国や社会がこれからいかにして普遍的価値を保持できるのか、私たち一人ひとりがねばり強く考える必要がある。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																																																																								
	ページ	行																																																																																																										
50	209	図版 11																																																																																																										
51	210	図版 13	<p>[2023年] (億円)</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>①経常収支</td><td>213,810</td></tr> <tr><td> 貿易・サービス収支</td><td>-94,167</td></tr> <tr><td> 貿易収支</td><td>-65,009</td></tr> <tr><td> サービス収支</td><td>-29,158</td></tr> <tr><td> 第一次所得収支</td><td>349,240</td></tr> <tr><td> 第二次所得収支</td><td>-41,263</td></tr> <tr><td>②資本移転等収支</td><td>-4,001</td></tr> <tr><td>③金融収支</td><td>233,037</td></tr> <tr><td>④誤差脱漏</td><td>23,228</td></tr> </tbody> </table>	①経常収支	213,810	貿易・サービス収支	-94,167	貿易収支	-65,009	サービス収支	-29,158	第一次所得収支	349,240	第二次所得収支	-41,263	②資本移転等収支	-4,001	③金融収支	233,037	④誤差脱漏	23,228	<p>[2024年] (億円)</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>①経常収支</td><td>293,719</td></tr> <tr><td> 貿易・サービス収支</td><td>-64,367</td></tr> <tr><td> 貿易収支</td><td>-36,602</td></tr> <tr><td> サービス収支</td><td>-27,765</td></tr> <tr><td> 第一次所得収支</td><td>404,052</td></tr> <tr><td> 第二次所得収支</td><td>-45,965</td></tr> <tr><td>②資本移転等収支</td><td>-2,206</td></tr> <tr><td>③金融収支</td><td>257,065</td></tr> <tr><td>④誤差脱漏</td><td>-34,448</td></tr> </tbody> </table>	①経常収支	293,719	貿易・サービス収支	-64,367	貿易収支	-36,602	サービス収支	-27,765	第一次所得収支	404,052	第二次所得収支	-45,965	②資本移転等収支	-2,206	③金融収支	257,065	④誤差脱漏	-34,448																																																																				
①経常収支	213,810																																																																																																											
貿易・サービス収支	-94,167																																																																																																											
貿易収支	-65,009																																																																																																											
サービス収支	-29,158																																																																																																											
第一次所得収支	349,240																																																																																																											
第二次所得収支	-41,263																																																																																																											
②資本移転等収支	-4,001																																																																																																											
③金融収支	233,037																																																																																																											
④誤差脱漏	23,228																																																																																																											
①経常収支	293,719																																																																																																											
貿易・サービス収支	-64,367																																																																																																											
貿易収支	-36,602																																																																																																											
サービス収支	-27,765																																																																																																											
第一次所得収支	404,052																																																																																																											
第二次所得収支	-45,965																																																																																																											
②資本移転等収支	-2,206																																																																																																											
③金融収支	257,065																																																																																																											
④誤差脱漏	-34,448																																																																																																											
52	210	図版 14	<p>[2022年] (100万ドル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">①経常収支</th> <th>③金融収支</th> </tr> <tr> <th></th> <th>貿易・サービス収支</th> <th>第一次所得収支</th> <th>第二次所得収支</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本</td><td>90,963</td><td>-158,671</td><td>268,701</td><td>-19,067</td><td>54,055</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>-971,594</td><td>-951,187</td><td>148,552</td><td>-168,959</td><td>-804,791</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>-101,738</td><td>-87,928</td><td>14,683</td><td>-28,493</td><td>-82,817</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>172,459</td><td>87,290</td><td>157,625</td><td>-72,456</td><td>243,715</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>-56,672</td><td>-89,630</td><td>81,078</td><td>-48,120</td><td>-60,019</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>-30,222</td><td>-29,992</td><td>18,384</td><td>-18,614</td><td>-8,316</td></tr> <tr><td>中国</td><td>401,855</td><td>576,330</td><td>-193,607</td><td>19,132</td><td>314,175</td></tr> </tbody> </table>		①経常収支			③金融収支		貿易・サービス収支	第一次所得収支	第二次所得収支		日本	90,963	-158,671	268,701	-19,067	54,055	アメリカ	-971,594	-951,187	148,552	-168,959	-804,791	イギリス	-101,738	-87,928	14,683	-28,493	-82,817	ドイツ	172,459	87,290	157,625	-72,456	243,715	フランス	-56,672	-89,630	81,078	-48,120	-60,019	イタリア	-30,222	-29,992	18,384	-18,614	-8,316	中国	401,855	576,330	-193,607	19,132	314,175	<p>[2023年] (100万ドル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">①経常収支</th> <th>③金融収支</th> </tr> <tr> <th></th> <th>貿易・サービス収支</th> <th>第一次所得収支</th> <th>第二次所得収支</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本</td><td>150,691</td><td>-69,106</td><td>249,397</td><td>-29,600</td><td>167,280</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>-905,378</td><td>-784,891</td><td>67,026</td><td>-187,513</td><td>-924,133</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>-110,393</td><td>-41,639</td><td>-43,521</td><td>-25,233</td><td>-92,624</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>278,500</td><td>192,845</td><td>155,426</td><td>-69,771</td><td>258,355</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>-30,334</td><td>-43,852</td><td>70,080</td><td>-56,562</td><td>-38,697</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>12,279</td><td>36,993</td><td>-5,581</td><td>-19,133</td><td>37,734</td></tr> <tr><td>中国</td><td>252,987</td><td>386,063</td><td>-148,242</td><td>15,166</td><td>214,243</td></tr> </tbody> </table>		①経常収支			③金融収支		貿易・サービス収支	第一次所得収支	第二次所得収支		日本	150,691	-69,106	249,397	-29,600	167,280	アメリカ	-905,378	-784,891	67,026	-187,513	-924,133	イギリス	-110,393	-41,639	-43,521	-25,233	-92,624	ドイツ	278,500	192,845	155,426	-69,771	258,355	フランス	-30,334	-43,852	70,080	-56,562	-38,697	イタリア	12,279	36,993	-5,581	-19,133	37,734	中国	252,987	386,063	-148,242	15,166	214,243
	①経常収支			③金融収支																																																																																																								
	貿易・サービス収支	第一次所得収支	第二次所得収支																																																																																																									
日本	90,963	-158,671	268,701	-19,067	54,055																																																																																																							
アメリカ	-971,594	-951,187	148,552	-168,959	-804,791																																																																																																							
イギリス	-101,738	-87,928	14,683	-28,493	-82,817																																																																																																							
ドイツ	172,459	87,290	157,625	-72,456	243,715																																																																																																							
フランス	-56,672	-89,630	81,078	-48,120	-60,019																																																																																																							
イタリア	-30,222	-29,992	18,384	-18,614	-8,316																																																																																																							
中国	401,855	576,330	-193,607	19,132	314,175																																																																																																							
	①経常収支			③金融収支																																																																																																								
	貿易・サービス収支	第一次所得収支	第二次所得収支																																																																																																									
日本	150,691	-69,106	249,397	-29,600	167,280																																																																																																							
アメリカ	-905,378	-784,891	67,026	-187,513	-924,133																																																																																																							
イギリス	-110,393	-41,639	-43,521	-25,233	-92,624																																																																																																							
ドイツ	278,500	192,845	155,426	-69,771	258,355																																																																																																							
フランス	-30,334	-43,852	70,080	-56,562	-38,697																																																																																																							
イタリア	12,279	36,993	-5,581	-19,133	37,734																																																																																																							
中国	252,987	386,063	-148,242	15,166	214,243																																																																																																							

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
			*東京外国為替市場、月末終値	
				
			(24・3) 日銀、「マイナス金利」導入	(24・3) 日銀、大規模金融緩和策を見直し

53 | 213 図版 5



番号	訂正箇所		原文	訂正文																																				
	ページ	行																																						
54	222	9	リカのトランプ大統領は「アメリカ・ファースト」を唱えて, <small>(在職2017~21)</small>	リカのトランプ大統領は「アメリカ・ファースト」を唱えて, <small>(在職2017~21, 25~)</small>																																				
55	225	図版 7 および キャプ ション	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>京都議定書</th> <th>パリ協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採択・ 発効</td> <td>・1997年採択, 2005年発効 (第一約束期間:2008~12年, 第二約束期間2013~20年)</td> <td>・2015年採択, 2016年発効 (2020年本格実施)</td> </tr> <tr> <td>削減 義務</td> <td>・先進国のみ</td> <td>・発展途上国を含むすべて の締約国</td> </tr> <tr> <td>全体の 目標</td> <td>・2008~12年の間に先進国 全体で温室効果ガスを少な くとも5%削減(1990年比)</td> <td>・世界の平均気温上昇を産業 革命以前に比べて2°Cより 十分低く保ち, 1.5°Cに抑え る努力を追求</td> </tr> <tr> <td>削減 目標</td> <td>・政府間交渉で決定(EU8%, アメリカ7%, 日本6%など) ・目標が達成できなければ罰則</td> <td>・各国で削減目標を作成・提出 し, 5年ごとに強化して更新 ・目標達成の義務なし</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・京都メカニズムを規定 ・先進国による資金提供</td> <td>・市場メカニズムも活用 ・先進国による資金提供(発 展途上国は自主的に提供)</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 京都議定書とパリ協定 日本は「2050年までに排出 量実質ゼロ」を宣言し, 削減目標として「2030年度まで に46%削減(2013年度比)」を掲げている。</p>		京都議定書	パリ協定	採択・ 発効	・1997年採択, 2005年発効 (第一約束期間:2008~12年, 第二約束期間2013~20年)	・2015年採択, 2016年発効 (2020年本格実施)	削減 義務	・先進国のみ	・発展途上国を含むすべて の締約国	全体の 目標	・2008~12年の間に先進国 全体で温室効果ガスを少な くとも5%削減(1990年比)	・世界の平均気温上昇を産業 革命以前に比べて2°Cより 十分低く保ち, 1.5°Cに抑え る努力を追求	削減 目標	・政府間交渉で決定(EU8%, アメリカ7%, 日本6%など) ・目標が達成できなければ罰則	・各国で削減目標を作成・提出 し, 5年ごとに強化して更新 ・目標達成の義務なし	その他	・京都メカニズムを規定 ・先進国による資金提供	・市場メカニズムも活用 ・先進国による資金提供(発 展途上国は自主的に提供)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>京都議定書</th> <th>パリ協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採択・ 発効</td> <td>・1997年採択, 2005年発効 (第一約束期間:2008~12年, 第二約束期間2013~20年)</td> <td>・2015年採択, 2016年発効 (2020年本格実施)</td> </tr> <tr> <td>削減 義務</td> <td>・先進国のみ</td> <td>・発展途上国を含むすべて の締約国</td> </tr> <tr> <td>全体の 目標</td> <td>・2008~12年の間に先進国 全体で温室効果ガスを少な くとも5%削減(1990年比)</td> <td>・世界の平均気温上昇を産業 革命以前に比べて2°Cより 十分低く保ち, 1.5°Cに抑え る努力を追求</td> </tr> <tr> <td>削減 目標</td> <td>・政府間交渉で決定(EU8%, アメリカ7%, 日本6%など) ・目標が達成できなければ罰則</td> <td>・各国で削減目標を作成・提出 し, 5年ごとに強化して更新 ・目標達成の義務なし</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・京都メカニズムを規定 ・先進国による資金提供</td> <td>・市場メカニズムも活用 ・先進国による資金提供(発 展途上国は自主的に提供)</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 京都議定書とパリ協定</p> <p>*日本は2020年に「2050年までに排出量実質ゼロ」を宣言し, 削減目標(2013 年度比)として2021年に「2030年度までに46%削減」を掲げた。さらに 2025年には、「2035年度までに60%, 2040年度までに73%削減」を掲げた。</p>		京都議定書	パリ協定	採択・ 発効	・1997年採択, 2005年発効 (第一約束期間:2008~12年, 第二約束期間2013~20年)	・2015年採択, 2016年発効 (2020年本格実施)	削減 義務	・先進国のみ	・発展途上国を含むすべて の締約国	全体の 目標	・2008~12年の間に先進国 全体で温室効果ガスを少な くとも5%削減(1990年比)	・世界の平均気温上昇を産業 革命以前に比べて2°Cより 十分低く保ち, 1.5°Cに抑え る努力を追求	削減 目標	・政府間交渉で決定(EU8%, アメリカ7%, 日本6%など) ・目標が達成できなければ罰則	・各国で削減目標を作成・提出 し, 5年ごとに強化して更新 ・目標達成の義務なし	その他	・京都メカニズムを規定 ・先進国による資金提供	・市場メカニズムも活用 ・先進国による資金提供(発 展途上国は自主的に提供)
	京都議定書	パリ協定																																						
採択・ 発効	・1997年採択, 2005年発効 (第一約束期間:2008~12年, 第二約束期間2013~20年)	・2015年採択, 2016年発効 (2020年本格実施)																																						
削減 義務	・先進国のみ	・発展途上国を含むすべて の締約国																																						
全体の 目標	・2008~12年の間に先進国 全体で温室効果ガスを少な くとも5%削減(1990年比)	・世界の平均気温上昇を産業 革命以前に比べて2°Cより 十分低く保ち, 1.5°Cに抑え る努力を追求																																						
削減 目標	・政府間交渉で決定(EU8%, アメリカ7%, 日本6%など) ・目標が達成できなければ罰則	・各国で削減目標を作成・提出 し, 5年ごとに強化して更新 ・目標達成の義務なし																																						
その他	・京都メカニズムを規定 ・先進国による資金提供	・市場メカニズムも活用 ・先進国による資金提供(発 展途上国は自主的に提供)																																						
	京都議定書	パリ協定																																						
採択・ 発効	・1997年採択, 2005年発効 (第一約束期間:2008~12年, 第二約束期間2013~20年)	・2015年採択, 2016年発効 (2020年本格実施)																																						
削減 義務	・先進国のみ	・発展途上国を含むすべて の締約国																																						
全体の 目標	・2008~12年の間に先進国 全体で温室効果ガスを少な くとも5%削減(1990年比)	・世界の平均気温上昇を産業 革命以前に比べて2°Cより 十分低く保ち, 1.5°Cに抑え る努力を追求																																						
削減 目標	・政府間交渉で決定(EU8%, アメリカ7%, 日本6%など) ・目標が達成できなければ罰則	・各国で削減目標を作成・提出 し, 5年ごとに強化して更新 ・目標達成の義務なし																																						
その他	・京都メカニズムを規定 ・先進国による資金提供	・市場メカニズムも活用 ・先進国による資金提供(発 展途上国は自主的に提供)																																						

番号	訂正箇所	
	ページ	行

原文

訂正文



2 おもなエネルギー資源の分布と消費量(BP統計ほか)

56 226

図版 2
および
キャプ
ション



2 おもなエネルギー資源の分布と消費量(EI統計ほか)

番号	訂正箇所		原文	訂正文																												
	ページ	行																														
57	231	図版 3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フランス</td> <td>8.4</td> </tr> <tr> <td>ドイツ*</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>12.4</td> </tr> <tr> <td>イタリア*</td> <td>14.2</td> </tr> <tr> <td>日本*</td> <td>15.7</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>18.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>[2019年] *2018年</p>	国	率 (%)	フランス	8.4	ドイツ*	9.8	イギリス	12.4	イタリア*	14.2	日本*	15.7	アメリカ	18.0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フランス</td> <td>8.3</td> </tr> <tr> <td>ドイツ*</td> <td>11.8</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>11.8</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>12.2</td> </tr> <tr> <td>日本*</td> <td>15.4</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>18.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>[2021年] *2021年</p>	国	率 (%)	フランス	8.3	ドイツ*	11.8	イギリス	11.8	イタリア	12.2	日本*	15.4	アメリカ	18.1
国	率 (%)																															
フランス	8.4																															
ドイツ*	9.8																															
イギリス	12.4																															
イタリア*	14.2																															
日本*	15.7																															
アメリカ	18.0																															
国	率 (%)																															
フランス	8.3																															
ドイツ*	11.8																															
イギリス	11.8																															
イタリア	12.2																															
日本*	15.4																															
アメリカ	18.1																															
58	231	16-17	およそ <u>15.7%</u> が相対的貧困にあたり、特にひとり親家庭の半数が貧困状態にある <u>(2018年現在)</u> 。	およそ <u>15.4%</u> が相対的貧困にあたり(2021年現在)、特にひとり親家庭の半数近くが貧困状態にある。																												
59	234	9	(エスディージーズ (SDGs))	(エスディージーズ (SDGs))																												
60	246	右段 18	<u>4万人以上</u> の死者を出した(<u>2024年8月現在</u>)。	<u>6万人以上</u> の死者を出した(<u>2025年8月現在</u>)。																												
61	251	左下囲み	論文検索サイトの活用 論文や学術誌、出版物といった学術用途での検索サービスには、Google ScholarやCiNii Articlesがある。pdfファイルで無償公開されていれば、ダウンロードして読める。	論文検索サイトの活用 論文や学術誌、出版物といった学術用途での検索サービスには、Google ScholarやCiNii Researchがある。pdfファイルで無償公開されていれば、ダウンロードして読める。																												
62	後見返し	年表 (日本)	<p>1962 ③テレビ受信契約数1000万突破 ⑨国産第1号原子炉完成</p>	<p>1962 ③テレビ受信契約数1000万突破 ⑨国産第1号原子炉初臨界</p>																												
63	後見返し	年表 (世界)	<p>⑪サダト・エジプト大統領、イスラエル訪問 ⑫ベトナム、カンボジア侵攻</p>	<p>⑪サダト・エジプト大統領、イスラエル訪問</p>																												
64	後見返し	年表 (日本)	<p>2022 ⑤改正刑法成立('拘禁刑'創設) ⑯安全保障3文書改定</p>	<p>2022 ⑤改正刑法成立('拘禁刑'創設, 25施行) ⑯安全保障3文書改定</p>																												
65	後見返し	年表 (日本)	<p>2024 ①能登半島地震</p>	<p>2024 ①能登半島地震 ⑩日本被団協にノーベル平和賞</p>																												

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
66	後見返し	年表 (世界)	②トルコ・シリア地震 ⑩パレスチナ・ガザ地区で軍事衝突	②トルコ・シリア地震 ⑩パレスチナ・ガザ地区で軍事衝突 ⑫シリア、アサド政権崩壊
67	225	16	達成は義務化されず、2020年にアメリカが離脱した。 <small>2021年復帰</small>	達成は義務化されず、2020年にアメリカが離脱した。 <small>2021年復帰、2025年に再度離脱を通告</small>

番号

原文

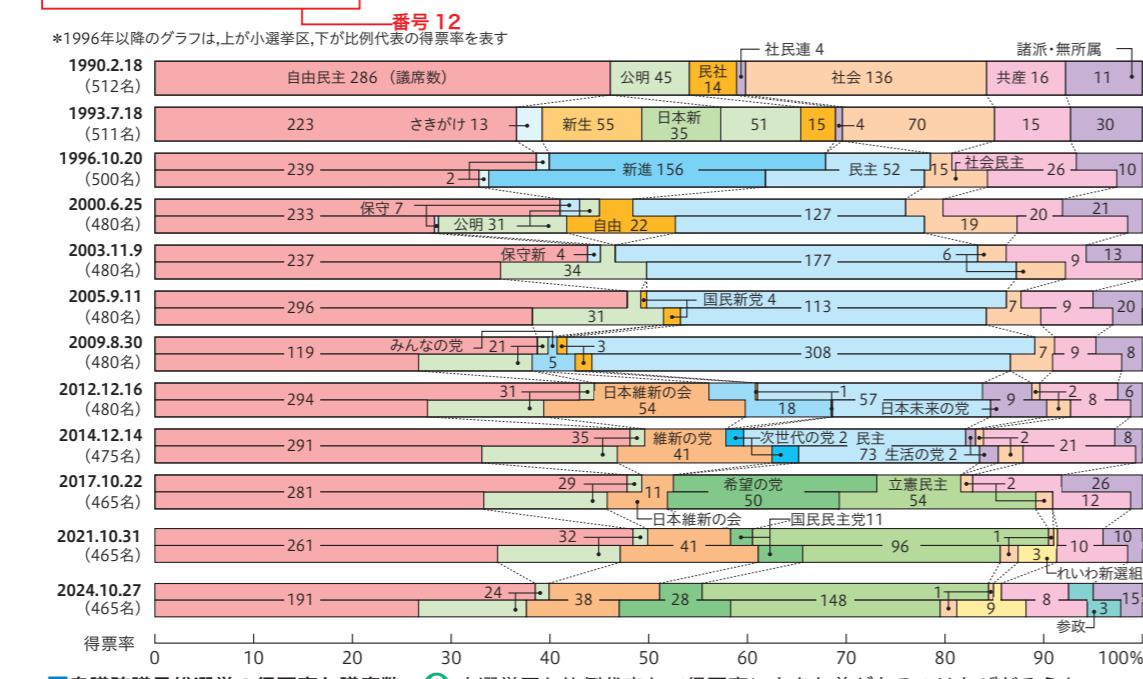
9
10
11
12



4 田中角栄元首相の逮捕を報する新聞記事(1976年) アメリカのロッキード社による航空機り込みに際し、日本政府の高に巨額の贈賄がなされていたことが発覚した。

⑤リクルート事件 リクルート社
有力政治家や政府官僚らへ未公
開株を賄賂として譲渡したことか
覚し、当時の竹下登首相は退陣
追い込まれた。

⑥ **佐川急便事件** 東京佐川急便による贈収賄事件で、自民党の有力政治家が辞職した。



また、自民党内では有力な派閥^{はばつ}が資金力を背景に首相の座をめぐって互いに争い、中選挙区制^{p.70}においては各選挙区でそれぞれの派閥を代表する自民党候補が互いにしのぎをけずった。派閥とは一種の「党内党」^{とうないとう}であり、政策的な違いとともに人脈の違いによって分かれていた。派閥は政治家の発掘や養成、政治資金の獲得などの役割も果たし、派閥中心の政治は、党内に多様な意見の存在を可能にした面もあるが、同じ政党内で選挙を戦うため、有権者への「サービス合戦」につながる傾向もあった。そのため、多額の政治資金が必要となり、カネによって政治が動かされる金権政治⁴⁵の面が出てきた。その結果、ロッキード事件、リクルート事件、佐川急便事件⁶⁷といった金権汚職事件⁸が発生することになった。一方で社会党は、党内対立などから議席数はあまり伸びなかつた。

このように自民・社会両党で党内対立が強かったことにより、政党間の競争を基本に政策選択と政権選択とを合わせて考えると、いう政党政治の基本があいまいになった面もある。一方で、党内対立という形で多様な勢力が競い合った面もあり、自民党内の派閥間の政権移譲（「擬似政権交代」）も、政治に一定の緊張感を与えた。しかし、冷戦が終わり、日本の政治を取り巻く環境が大きく変化していくなかで、55年体制の基盤は徐々にゆらいでいった。

連立政権の時代

連立政権の時代

1960年代末以降、55年体制を打開するため、社会党を中心に他の野党を巻き込んで連立政権を樹立しようとする試み（「社公民路線」）がさまざまな形で行われた。1993年、⁷宮沢喜一内閣に対する不信任決議案が可決され、自民党が分裂し、衆議院議員総選挙を経て、「非自民」連立政権として細川護熙内閣が成立した。⁵これをきっかけに日本の政党政治は単独政権から**連立政権**の時代に入った。細川内閣は選挙制度改革を中心とする**政治改革**を行った。1994年には、社会党の村山富市を首相とする連立政権に加わる形で自民党は政権に復帰した。

10 1990年代後半には、バブル経済崩壊後の日本経済の停滞と金融システム不安の深刻化とともに、経済成長に頼っていた戦後の日本社会のあり方を改めるという課題が浮上した。行政の無駄を省く行政改革が行われる一方で、高齢化が急速に進行するなか、
国民の負担増の問題を先送りすることもできなくなった。

15 2000年前後から、自民党は公明党との連立を軸に政権を担った。
こ いざみじゅんいちろう
小泉純一郎内閣は政府によるサービスの一部を民営化するなどの
2001~06年
「構造改革」路線を打ち出した。これは自民党を、利益誘導を行う
→p.124
政党から「小さな政府」をめざす政党に変えようとする動きでも
→p.85
あった。「郵政民営化」をテーマに2005年の衆議院議員総選挙で
→p.124

20 自民党は圧勝したが、2007年以降は参議院では野党が多数となる「ねじれ現象」により、内閣提出の重要法案の参議院での否決などが相次ぎ、短命な内閣が続いた。

「構造改革」路線に対しては、急激な改革が格差の拡大をまねいたなどの批判もあり、2009年の衆議院議員総選挙の結果、民主

25 党を中心とした鳩山由紀夫内閣が成立し、**政権交代**が実現した。 7

しかし、2010年の参議院議員通常選挙後に再び「ねじれ現象」が生じた。その後、**マニフェスト**(政権公約)で明示した政策の実現

manifesto
に失敗したことや、東日本大震災・原発事故への対応などについて、民主党などの政権運営への不満が高まった。そして、2012年^のに野田佳彦内閣は2014年からの消費税引き上げを自民党・公明党に譲り受けた。2012年、野田佳彦内閣は、2014年の消費税引き上げに賛成した。

明党と協力して決定したが、2012年の総選挙で民主党は惨敗し、再び自民党と公明党の連立による第二次安倍晋三内閣が成立した。
（あべしんぞう
2012-20年）
それ以降、「一強多弱」といわれるほど野党の勢力が弱く、自民党内でも首相のリーダーシップが強くなり、集権化が進んだ。――番号1

⑦ 社公民路線 社会党が公明党、
社党に働きかけたことから、こ
ようによばれた。 番号9

選舉制度改革

- ①公職選挙法改正など
 - ・中選挙区制を廃止し、小選挙区比例代表並立制を導入
 - ・小選挙区 300 議席、比例代表 200 議席
 - ・比例代表は全国 11 ブロック

政治資金規正改革

- ②政治資金規正法改正
 - ・政治家個人への
企業団体献金を禁止
(企業団体献金の対象を
政党と政治資金団体に限定)
 - ③政党助成法制定

ら政党へ

- 政党交付金を支出
(国民一人あたり 250 円)

6 細川政権下の政治改革

?

細川政権下の政治改革に
どのような長所と課題があつ



7 政権交代を報じる新聞記事 (上：2009年、下：2012年)

番号

訂正文

9
10
11
12

4 田中角栄元首相の逮捕を報じる新聞記事(1976年) アメリカのロッキード社による航空機売り込みに際し、日本政府の高官に巨額の贈賄がなされていたことが発覚した。

5 リクルート事件 リクルート社が有力政治家や政府官僚らへ未公開株を賄賂として譲渡したことが発覚し、当時の竹下登首相は退陣に追い込まれた。

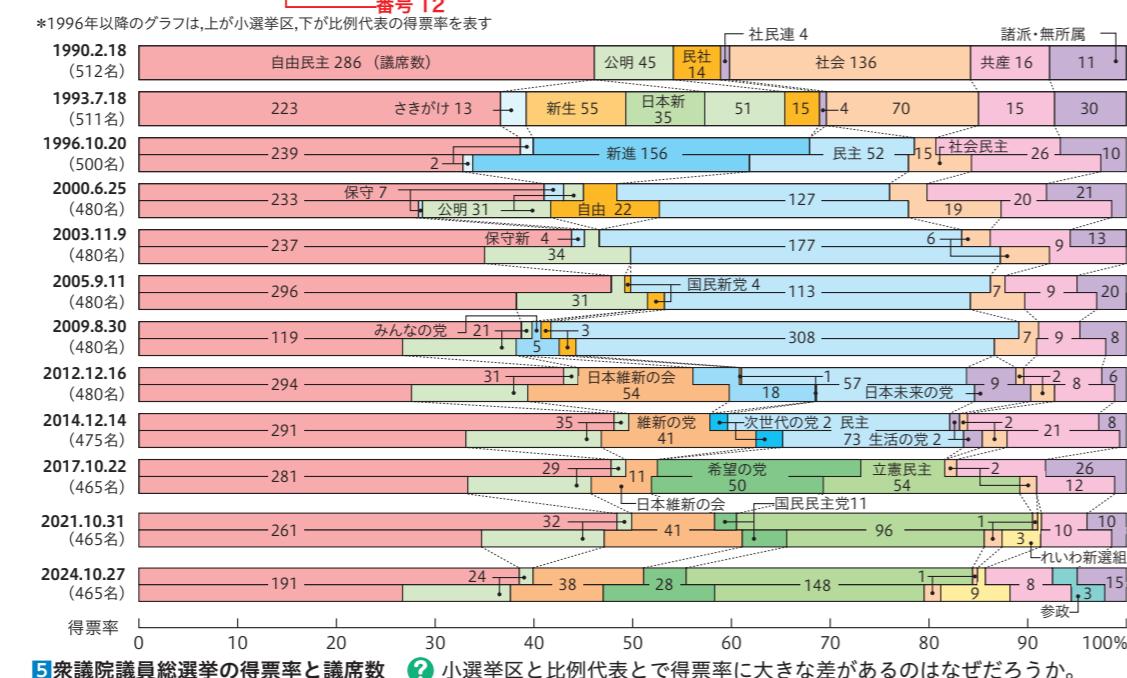
6 佐川急便事件 東京佐川急便による贈収賄事件で、自民党の有力政治家が辞職した。

7 社公民路線 社会党、公明党、民社党の連携が図られたことから、このようによばれた。

番号 9 番号 12

また、自民党内では有力な派閥が資金力を背景に首相の座をめぐって互いに争い、中選挙区制においては各選挙区でそれぞれの派閥を代表する自民党候補が互いにしのぎをけずった。派閥とは一種の「党内党」であり、政策的な違いとともに人脈の違いによって分かれていた。派閥は政治家の発掘や養成、政治資金の獲得などの役割も果たし、派閥中心の政治は、党内に多様な意見の存在を可能にした面もあるが、同じ政党内で選挙を戦うため、有権者への「サービス合戦」につながる傾向もあった。そのため、多額の政治資金が必要となり、力によって政治が動かされる金権政治の面が出てきた。その結果、ロッキード事件、リクルート事件、佐川急便事件といった金権汚職事件が発生することになった。一方で社会党は、党内対立などから議席数はあまり伸びなかった。

このように自民・社会両党で党内対立が強かったことにより、政党間の競争を基本に政策選択と政権選択とを合わせて考えると、政党政治の基本があいまいになった面もある。一方で、党内対立という形で多様な勢力が競い合った面もあり、自民党内の派閥間の政権移譲(「擬似政権交代」)も、政治に一定の緊張感を与えた。しかし、冷戦が終わり、日本の政治を取り巻く環境が大きく変化していくなかで、55年体制の基盤は徐々にゆらいでいった。



5 衆議院議員総選挙の得票率と議席数 ? 小選挙区と比例代表とで得票率に大きな差があるのはなぜだろうか。

連立政権の時代

1960年代末以降、55年体制を開拓するため、社会党を中心に他の野党を巻き込んで連立政権を樹立しようとする試み(「社公民路線」)がさまざまな形で行われた。1993年、宮沢喜一内閣に対する不信任決議案が可決され、

5 自民党が分裂し、衆議院議員総選挙を経て、「非自民」連立政権として細川護熙内閣が成立した。これをきっかけに日本の政党政治は単独政権から連立政権の時代に入った。細川内閣は選挙制度改革を中心とする政治改革を行った。1994年には、社会党の村山

富市を首相とする連立政権に加わる形で自民党は政権に復帰した。

10 1990年代後半には、バブル経済崩壊後の日本経済の停滞と金融システム不安の深刻化とともに、経済成長に頼っていた戦後の日本社会のあり方を改めるという課題が浮上した。行政の無駄を省く行政改革が行われる一方で、高齢化が急速に進行するなか、国民の負担増の問題を先送りすることもできなくなった。

15 2000年前後から、自民党は公明党との連立を軸に政権を担った。小泉純一郎内閣は政府によるサービスの一部を民営化するなどの「構造改革」路線を打ち出した。これは自民党を、利益誘導を行う政党から「小さな政府」をめざす政党に変えようとする動きでもあった。「郵政民営化」をテーマに2005年の衆議院議員総選挙で

20 自民党は圧勝したが、2007年以降は参議院では野党が多数となる「ねじれ現象」により、内閣提出の重要法案の参議院での否決などが相次ぎ、短命な内閣が続いた。

「構造改革」路線に対しては、急激な改革が格差の拡大をまねいたなどの批判もあり、2009年の衆議院議員総選挙の結果、民主

25 党を中心とした鳩山由紀夫内閣が成立し、政権交代が実現した。

しかし、2010年の参議院議員通常選挙後に再び「ねじれ現象」が生じた。その後、マニフェスト(政権公約)で明示した政策の実現に失敗したことや、東日本大震災・原発事故への対応などについて、民主党などの政権運営への不満が高まった。そして、2012

30 年に野田佳彦内閣は2014年からの消費税引き上げを自民党・公明党と協力して決定したが、2012年の総選挙で民主党は惨敗し、再び自民党と公明党の連立による第二次安倍晋三内閣が成立した。

それ以後、「一強多弱」といわれるほど野党の勢力が弱く、自民党内でも首相のリーダーシップが強くなり、集権化が進んだ。

選挙制度改革
①公職選挙法改正など
・中選挙区制を廃止し、小選挙区比例代表並立制を導入
・小選挙区300議席、比例代表200議席
・比例代表は全国11ブロック
政治資金規正改革
②政治資金規正法改正
・政治家個人への企業団体献金を禁止(企業団体献金の対象を政党と政治資金団体に限定)
③政党助成法制定
・税金から政党へ政党交付金を支出(国民一人あたり250円)

細川政権下の政治改革
②これらの政治改革にはどのような長所と課題があつただろうか。

少数与党
③その後、2024年の衆議院議員総選挙、2025年の参議院議員通常選挙で与党は議席を大きく減らし、衆参ともに少数与党の状態となった。法律や予算の議決に野党の協力が必要となるなど、政権の運営は不安定になっている。

番号 10



政権交代を報じる新聞記事
(上: 2009年, 下: 2012年)

番号	原文	訂正文
	<p>低成長期</p> <p>消費税率3%実施(89・4) 「バブル経済」崩壊(91・2) 地上げされた土地 景気(バブル) 平成不況 ウルグアイ・ラウンド交渉妥結(93・12) リーマン・ショック(2008年) 実質経済成長率(GDP)(%) 日銀、量的緩和政策導入(01・3) 戦後初のデフレを公式表明(01・3) 日銀ゼロ金利政策導入(01・3) 金融再生関連法制定(98・10) 消費税率5%に引き上げ(97・4) 一時1ドル80円突破(95・1) WT.O発足(95・1) 日銀、インフレターゲット導入(13・1) 東日本大震災(11・3) TPP協定調印(18・3) リーマン・ショック(08・9) 戦後初の人口減少(05・4) 郵政民営化法制定(05・4) ペイオフ全面解禁(05・4) 一時1ドル75円台(11・10) 東日本大震災(11・3) 日銀、大規模金融緩和策を見直し(24・3) 新型コロナウイルス感染症による初の緊急事態宣言(20・4) 消費税率10%に引き上げ(14・4) 日銀、インフレターゲット導入(11・10) 東日本大震災(11・3) TPP協定調印(18・3) 日銀、大規模金融緩和策を見直し(24・3)</p>	<p>低成長期</p> <p>消費税率3%実施(89・4) 「バブル経済」崩壊(91・2) 地上げされた土地 景気(バブル) 平成不況 ウルグアイ・ラウンド交渉妥結(93・12) リーマン・ショック(2008年) 実質経済成長率(GDP)(%) 日銀、量的緩和政策導入(01・3) 戦後初のデフレを公式表明(01・3) 日銀ゼロ金利政策導入(01・3) 金融再生関連法制定(98・10) 消費税率5%に引き上げ(97・4) 一時1ドル80円突破(95・1) WT.O発足(95・1) 日銀、インフレターゲット導入(13・1) 東日本大震災(11・3) TPP協定調印(18・3) リーマン・ショック(08・9) 戦後初の人口減少(05・4) 郵政民営化法制定(05・4) ペイオフ全面解禁(05・4) 一時1ドル75円台(11・10) 東日本大震災(11・3) 日銀、大規模金融緩和策を見直し(24・3) 新型コロナウイルス感染症による初の緊急事態宣言(20・4) 消費税率10%に引き上げ(14・4) 日銀、インフレターゲット導入(11・10) 東日本大震災(11・3) TPP協定調印(18・3) 日銀、大規模金融緩和策を見直し(24・3)</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																								
	ページ	行																																										
1	前見返し	世界の現状	<p>アールセップ RCEP協定(15か国)</p> <p>中華人民共和国 大韓民国</p> <p>アセアン ASEAN(10か国)</p> <table border="1"> <tr><td>インドネシア</td><td>ラオス</td></tr> <tr><td>カンボジア</td><td>フィリピン</td></tr> <tr><td>タイ</td><td>ミャンマー</td></tr> <tr><td>シンガポール</td><td>ブルネイ・ダルサラーム</td></tr> <tr><td>ベトナム</td><td>マレーシア</td></tr> <tr><td>日本</td><td>オーストラリア</td></tr> <tr><td>ニュージーランド</td><td></td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>ペルー</td></tr> <tr><td>チリ</td><td>メキシコ</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td></td></tr> </table> <p>TPP11協定(CPTPP)(12か国)</p>	インドネシア	ラオス	カンボジア	フィリピン	タイ	ミャンマー	シンガポール	ブルネイ・ダルサラーム	ベトナム	マレーシア	日本	オーストラリア	ニュージーランド		カナダ	ペルー	チリ	メキシコ	イギリス		<p>アールセップ RCEP協定(15か国)</p> <p>東ティモール 中華人民共和国 大韓民国</p> <p>アセアン ASEAN(11か国)</p> <table border="1"> <tr><td>インドネシア</td><td>ラオス</td></tr> <tr><td>カンボジア</td><td>フィリピン</td></tr> <tr><td>タイ</td><td>ミャンマー</td></tr> <tr><td>シンガポール</td><td>ブルネイ・ダルサラーム</td></tr> <tr><td>ベトナム</td><td>マレーシア</td></tr> <tr><td>日本</td><td>オーストラリア</td></tr> <tr><td>ニュージーランド</td><td></td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>ペルー</td></tr> <tr><td>チリ</td><td>メキシコ</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td></td></tr> </table> <p>TPP11協定(CPTPP)(12か国)</p>	インドネシア	ラオス	カンボジア	フィリピン	タイ	ミャンマー	シンガポール	ブルネイ・ダルサラーム	ベトナム	マレーシア	日本	オーストラリア	ニュージーランド		カナダ	ペルー	チリ	メキシコ	イギリス	
インドネシア	ラオス																																											
カンボジア	フィリピン																																											
タイ	ミャンマー																																											
シンガポール	ブルネイ・ダルサラーム																																											
ベトナム	マレーシア																																											
日本	オーストラリア																																											
ニュージーランド																																												
カナダ	ペルー																																											
チリ	メキシコ																																											
イギリス																																												
インドネシア	ラオス																																											
カンボジア	フィリピン																																											
タイ	ミャンマー																																											
シンガポール	ブルネイ・ダルサラーム																																											
ベトナム	マレーシア																																											
日本	オーストラリア																																											
ニュージーランド																																												
カナダ	ペルー																																											
チリ	メキシコ																																											
イギリス																																												
2	前見返し	世界の現状	独立国・国際機関の加盟国は <u>2024年9月現在</u>	独立国・国際機関の加盟国は <u>2025年10月現在</u>																																								
3	192	図版8																																										

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
4	215	図版 11	<p>歐州経済地域(EEA)</p> <ul style="list-style-type: none"> •1994年発足 •工業製品の貿易・資本・サービス・労働力の自由化 •EFTA(スイスを除く)とEUの加盟国、30か国 <p>歐州連合(EU)</p> <ul style="list-style-type: none"> •27か国 (⇒p.191 4) <p>歐州自由貿易連合(EFTA)</p> <ul style="list-style-type: none"> •1960年発足 •工業製品の域内自由貿易 •ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン <p>米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)*</p> <ul style="list-style-type: none"> •2020年発足 •域内の貿易と直接投資を促進 •アメリカ、カナダ、メキシコ <p>*USMCAは、1994年発足の北米自由貿易協定(NAFTA)にかわる協定</p> <p>南米南部共同市場(MERCOSUR)</p> <ul style="list-style-type: none"> •1995年発足 •域内関税の原則撤廃と域外共通関税の実施 •アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイ、ペネズエラ(資格停止中)、ボリビア(チリ、ペルー、エクアドル、コロンビア、ガイアナ、スリナムは準加盟国) <p>ASEAN自由貿易地域(AFTA)</p> <ul style="list-style-type: none"> •1993年発足 •域内の関税引き下げなど •シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア <p>アジア太平洋経済協力会議(APEC)</p> <ul style="list-style-type: none"> •1989年発足 •域内の貿易自由化と経済発展をめざす •日本、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、ASEAN7か国(ラオス、ミャンマー、カンボジアを除く)、中国、(台湾)、(香港)、メキシコ、パプアニューギニア、チリ、ロシア連邦、ペルー <p>11世界のおもな地域経済統合(2022年9月現在) TPP11協定とRCEP協定の加盟国については前見返し参照。</p>	<p>歐州経済地域(EEA)</p> <ul style="list-style-type: none"> •1994年発足 •工業製品の貿易・資本・サービス・労働力の自由化 •EFTA(スイスを除く)とEUの加盟国、30か国 <p>歐州連合(EU)</p> <ul style="list-style-type: none"> •27か国 (⇒p.191 4) <p>歐州自由貿易連合(EFTA)</p> <ul style="list-style-type: none"> •1960年発足 •工業製品の域内自由貿易 •ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン <p>米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)*</p> <ul style="list-style-type: none"> •2020年発足 •域内の貿易と直接投資を促進 •アメリカ、カナダ、メキシコ <p>*USMCAは、1994年発足の北米自由貿易協定(NAFTA)にかわる協定</p> <p>南米南部共同市場(MERCOSUR)</p> <ul style="list-style-type: none"> •1995年発足 •域内関税の原則撤廃と域外共通関税の実施 •アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイ、ペネズエラ(資格停止中)、ボリビア(チリ、ペルー、エクアドル、コロンビア、ガイアナ、スリナム、パナマは準加盟国) <p>ASEAN自由貿易地域(AFTA)</p> <ul style="list-style-type: none"> •1993年発足 •域内の関税引き下げなど •シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア <p>アジア太平洋経済協力会議(APEC)</p> <ul style="list-style-type: none"> •1989年発足 •域内の貿易自由化と経済発展をめざす •日本、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、ASEAN7か国(ラオス、ミャンマー、カンボジアを除く)、中国、(台湾)、(香港)、メキシコ、パプアニューギニア、チリ、ロシア連邦、ペルー <p>11世界のおもな地域経済統合(2025年10月現在) TPP11協定とRCEP協定の加盟国については前見返し参照。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
5	216	図版 12	<p>● TPP11協定(CPTPP) ■ 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定</p> <p>イギリス・スイス・EU・トルコ・モンゴル・中国・韓国・カナダ・韓国・ベトナム・フィリピン・ブルネイ・ダルサラーム・メキシコ・ASEAN全体・コロンビア・ペルー・チリ・オーストラリア・ニュージーランド</p> <p>発効済み 交渉中</p> <p>[2024年9月現在]</p> <p>*アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーンの6か国による地域協力機構</p>	<p>● TPP11協定(CPTPP) ■ 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定</p> <p>イギリス・スイス・EU・トルコ・モンゴル・中国・韓国・韓国・ベトナム・フィリピン・ブルネイ・ダルサラーム・メキシコ・ASEAN全体・コロンビア・ペルー・チリ・オーストラリア・ニュージーランド</p> <p>発効済み 交渉中</p> <p>[2025年9月現在]</p> <p>*アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーンの6か国による地域協力機構</p>
6	後見返し	年表(日本)	<p>21 岸 20 田 19 文 24 雄 23 石 10 破 25 茂 10 茂</p>	<p>21 岸 20 田 19 文 24 雄 24 石 10 破 25 茂 10 茂 25 高 10 市 10 早 苗</p>